

開 議 午前10時00分

○議長（阿部六平君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は13人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○

日程第1 一般質問

○議長（阿部六平君） 日程第1、一般質問を行います。

芳賀 潤君の一般質問を許します。ご登壇願います。

○2番（芳賀 潤君） おはようございます。創生会の芳賀 潤でございます。議長のお許しをいただきましたので、一般質問を行います。

さて、過日、この前の日曜ですけれども、大槌町消防団の総合演習が5年ぶりに屋外で開催することができました。私もその一員として参加をしたところでございます。震災以来ボランティアだとかNPOだとかといった営利を目的としない諸活動が注目されたわけですが、古くから消防団の組織、またその諸活動はまさしく日本における最も有意義なその団体であると思っております。

大槌町消防団も東日本大震災のときには消防団員の殉職、分団屯所の流出などなど多くの犠牲を伴いました。震災前と同じように総合演習が屋外で開催され、その団員の雄姿を見たとき、その光景を統監である町長はどのように感じましたでしょうか。改めて消防団の諸活動の意味、意義を感じていただけたものと拝察します。町民の生命と財産を守る消防団あるいはその諸活動に関しまして、今後とも格段のご配慮をお願いしたい限りでございます。

それでは、通告に基づきまして質問に入らせていただきます。

まず、1点目、復興事業の自治体負担と今後の事業計画についてであります。

政府の方針で復興事業費に地方負担を導入する方針が示され、当町はもとより被害の大きい自治体ほど負担が大きくなるという構図であり、事業的に乗り遅れは追加料金を払う的な、そのような構図とも感じております。地域の実情を把握しているとは思えないような内容であります。詳細が示されていないということであり、現状での事業内容等の精査は難しいとは思いますが、当町におけるその影響についてお伺いをいたします。

続きまして、水産と水産関連事業の進捗状況についてお尋ねいたします。

漁業者の船舶などの復旧事業、魚市場、製氷施設、ふ化場のなどの完成、水産加工会

社、今後設置される誘致企業を含みますが、操業開始にも一定のめどが立ったと思っております。新おおつち漁協を含む今後の経営のあり方の課題、個々の漁業者の課題をどのように分析し、その課題解決のための方策をどのように計画しているのか伺いたいと思います。

3点目として、大槌町子ども・子育て支援事業計画の推進課題についてお尋ねいたします。

公立保育所の役割として子育て支援センター、一時預かり、病後児保育、障害児保育などを担い、民間では十分に対応が困難な専門的分野を町としてサポートして子どもと保護者を応援することが望ましい姿ではないかなというふうに感じております。

なぜそのように感じるかと申しますと、従来の大槌町の保育所の配置、公立保育所も含むのですが、同じような事業内容でございました。名前が公立なのか民間なのかということで同じような形態をしておりましたが、私は、今後、公立保育所を設置し続けるのであれば、やはり民間ではなかなか困難であろうという事業がたくさんあると思います。それが今言った支援センター、一時預かり、病後児保育、障害児保育等になるのではなかろうかなと思います。それを公立の保育所の責任として行っていくという姿も一つ今後の大槌町の子育て環境を充実する、サポートしていく意味では重要ではなかろうかなというふうに認識をしておるところでございますが、今後の行政の取り組みとして、どのようにそのようなことを認識しているのか伺いたいと思います。

4点目として、仮換地の情報提供について伺います。

防災集団移転対象者は約80坪程度で土地が確保されております。前後70何坪から100を超えるものもありますが、おおむね平均的には80坪程度で高台移転が用意されております。

しかしながら、区画整理事業内での再建希望者にとっては、もともとあった土地からインフラの整備が行う、インフラの整備が充実していくというようなことで減歩を余儀なくされる。そうすればもともとあった土地からもっと土地が狭くなるというようなことが現状としてあります。減歩後の土地では土地が狭く、隣地を購入したいとの声も聞かれる一方、区画整理事業地内にはもう再建はしない、もう波をかぶったところは嫌だと、何ぼかさ上げしても嫌だというような声も聞かれます。現在では仮換地指定のめどがついたと思われませんが、そのような状況の中、ある程度の情報を住民に還元し、多くの方が住宅再建をしてほしいと考えております。そのような課題をどのように認識しているのか。また、その対策について伺いたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（阿部六平君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（碓川 豊君） おはようございます。芳賀 潤議員の質問、4点ございます。私のほうからは、1点目の復興事業の各自治体負担と今後の事業計画について、それから2点目の水産、水産関連事業の進捗状況についてお答えさせていただきます。

まず、復興事業の自治体負担と今後の事業計画でございますが、去る5月22日、県庁において復興財源に係る国の方針発表を受けまして平成28年度以降の復興事業のあり方について意見交換が開催されました。まだ復興半ばの中、地方負担を求めることに対しましては被災自治体で構成いたします沿岸期成同盟会の首長さん方と連携して国の責任のもと、復興をなすべきと強く主張・要望してまいりました。

6月3日、平成28年度以降の復興事業に係る自治体負担の対象事業及び水準が示されたところであります。

その主な内容は、社会資本整備総合交付金（復興枠2.3%）、これについては大槌町では、この社会資本整備事業三枚堂大ケ口間が対象になります。それから、復興交付金効果促進事業、これは4省50事業と言われる事業の1%の地方負担額を求めるものであります。今回の復興事業に係る地方負担の方針を受けまして影響額の試算をいたしましたところ、当町の復興事業の地方負担による影響額は今後の事業の実施内容により変動いたしますが、数億円にのぼるものと見込んでおります。

地方負担を求める方針が変わらなかったことにつきましては、非常に残念な思いをしておりますが、私がこれまで再三にわたり要望してまいりました、今この復興事業を担う職員の人件費が、国が今まで認めていたものを単独でやれということになりますと非常にこれからの復興に影響を及ぼす、財政にも影響を及ぼすという視点から、任期付職員あるいは派遣職員の経費につきましては、これまでどおり全額国費による措置というふうになったところでありまして、我々といたしましては今全国から応援をいただいている、そして被災地の中で特に職員被災率が高い状況の大槌町にとっては、これについては、いわば国の被災自治体に、我々に寄り添った一定の配慮がなされたものと思っております。

しかしながら、まだまだバス対策等についても依然として地方負担額が求められている状況にありますので、これについては先日も県で国の方々交えて意見交換させていただいたところでありまして、強くこれからも要望してまいりたいと、そのように考えているところでございます。

被災後自主財源である町税収入は約9億円余りとなっております。いわば震災前の状況と比べますと財源のさまざまな比率、財調残高等見ますと健全財政であるわけですが、それにしても財政状況が不透明な中、復興交付金事業以外の事業や生活環境整備も進めていかなければならない、そういう状況にあります。

このため、財政規模の小さい大槌町といたしましては、大変厳しい状況ではありますが、復興のための必要な予算がしっかり確保され、事業のおくれが生じることのないよう強く求めていくとともに県、町村会、沿岸市町村、復興期成同盟会などと足並みをそろえて、資材高騰等による住宅再建に係るさらなる財政措置の拡大等についても強く要望してまいりたいと考えております。

次に、水産関連事業の進捗状況についてお答えいたします。

本町の基幹産業であります水産業の振興につきましては、東日本大震災津波復興基本計画において基本方針の経済産業基盤に位置づけ、当該計画実施計画によりまして水産業共同利用施設復興整備事業、この事業などのハード事業、そしてソフト事業を実施してきたところでございます。また、平成24年度に策定いたしました水産業アクションプランにおいて本町の水産業の現状を分析し、課題を洗い出しし、その方策を定めて取り組んでおります。

その中でも、重点的に取り組むべきプロジェクトといたしまして既存漁業者の生産性向上と新規漁業者の育成を目的とする漁業学校の仕組みを構築する漁業学校プロジェクトを立ち上げております。地元の多様な水揚げから外来船による大量陸揚げまで対応できる市場運営体制の確立を目指す魚市場再生プロジェクト、さらには加工業振興組織を設置し、町ぐるみで加工業の発展と大槌ブランドの形成を図る大槌水産加工振興プロジェクトを立ち上げております。

これまでに漁業学校プロジェクトでは担い手の確保及び育成を図る漁業学校を開校して各種講座、研修会を実施しております。また、魚市場再生プロジェクトでは漁協職員に対しての衛生管理講習会、廻来船誘致を展開しております。また、大槌水産加工振興プロジェクトでは水産加工カタログの作成や大槌ブランド確立のための認定基準とロゴマークを設定してるところであります。

各プロジェクトの事業展開を通じて水産業関連に従事する個人や団体、事業者、行政が一丸となって本町水産業の振興策を展開しているところであります。

このような状況の中、新おおつち漁協の経営につきましては、時代の変化に対応した

新規事業の展開や業務改善を行うための組織体制について依然として十分な状況でない状態であり、意識改革などを含めた組合の体質強化が重要な課題であると分析しております。

現在、漁協経営の中軸は自営定置網漁であり、また安定的な収益をもたらしているのは、さけふ化場であります。定置網漁につきましては、水揚げ量により収入が大きく変動するリスクが拭いきれませんし、安定的な収益をもたらしているさけふ化場についても、稚魚の品質については、さらに向上させる必要があると認識しております。

また、個々の漁業者の課題につきましては、ケース・バイ・ケースであります。最も重要なポイントは生産物の価格安定化に向けた対策であると考えております。生産物の価格の安定化のためには基礎的な部分である衛生管理が重要であり、衛生管理の徹底が結果として販売品の高品質化、ひいては価格の安定化につながるものと考えております。

このほかにも担い手の減少と高齢化の進展、漁獲物水揚げ時の作業員の不足などが課題として挙げられております。全国的にも長らく課題とされてきたものであり、劇的な解決策を見出すことは難しいと感じております。

しかしながら、中長期的に町の水産業の安定的な経営が可能になるよう、漁業者、団体事業者、行政とそれぞれの立場で課題を共有し、課題解決に向けたアイデアや方策を建設的に検討し、復興発展期に向けて漁協含め関係機関の皆様と継続した取り組みを行ってまいりたいと考えております。

以上、私のほうからは2点を答弁いたしました。残りの2点については、担当のほうから答弁させていただきます。

○議長（阿部六平君） 民生部長。

○民生部長（千田邦博君） 大槌町子ども・子育て支援事業計画の推進課題についてでございますが、本年3月に作成しました同計画は今後の大槌町の子ども・子育て支援を目的に、「子育てで築くきずな 地域の和」を基本理念に、昔のような地域のつながりがある中で子育てをすることで、次代の親となる子どもたちがふるさと大槌で子育てをしたいと思える取り組みを推進していくものでございます。

同計画におきましては、大槌町地域子育て支援センターかりんや大槌保育園での一時預かり事業へ継続した支援を行っていくとともに病後児保育につきましては釜石市の病後児保育室すこやかサポートセンターを大槌町民が利用できるよう釜石市と協議を進め

ているところでございます。

同事業を町単独で実施するには保育士、看護師等の専門職の人材確保が課題となりますことから人材確保の見通しや需要などを調査し、今後検討してまいりたいと考えてございます。

また、障害児保育につきましては、同計画の重点事業に位置づけ、もうもう教室の充実強化を図るなど子育てを行う保護者への幅広い、きめ細かなニーズに対応できるよう施策の充実を図ってまいりたいと考えてございます。

いずれ、町といたしましては、子育て支援センターや一時預かり事業など各般の施策の充実に向けて限られた専門的な人材と地域の協力をいただきながら、公立・私立の保育園・幼稚園が連携して支援体制を整備していくことが大切なものと考えておるところでございます。

○議長（阿部六平君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） それでは、4番目の仮換地の情報提供のについてのご質問にお答えいたします。

仮換地の内容は、事業終了後、法務局に登録されて、誰でも閲覧することが可能となりますが、事業中は流動的であり、個人情報の取り扱いとなります。原則として仮換地された土地は換地された方の財産であり、その資産を公表することはできないと考えております。

また、議員の質問にあるような土地取引を前提としたような個人への情報提供は行政としては困難であり、地権者の理解は得られないものだと思っております。

そういった中で仮換地された方々及び商工会等から隣接する土地の所有者等を教えていただけないかとの多くのご要望が寄せられております。町といたしましても、今後町内会や自治会の設立やコミュニティの育成に向けて近隣の方々が集まる機会が必要と考えておりますので、そういう機会を設けさせていただきたいと考えております。

また、現在仮換地されました地権者に対しまして下水道の公共汚水ますや上水道の給水栓の設置位置を確認してる状況であり、それにあわせまして仮換地の状況を公表してよいかどうかの意思確認をした上で近隣の方々に確認できるような取り組みを進めてまいります。

○議長（阿部六平君） 再質問を許します。芳賀 潤君。

○2番（芳賀 潤君） ありがとうございます。それでは、順次再質問をさせていただきます。

きます。

きのうの一般質問で同僚議員のほうからも財調の話があって、社会資本整備の自己負担が発生した場合の充当財源の確保について、るるあったところですが、改めてお聞きしたいと思います。現在大槌町で社会資本整備、先ほどの町長の答弁で三枚堂大ケ口のトンネル、これがメインで、この前の岩手日報見ますと、それにかかる自己財源的な経費が1億円ぐらいだという報道もありましたけれども、そのほかにもいろんな事業があるんですが、重立ったものについて紹介していただければと思います。

○議長（阿部六平君） 財政課長。

○財政課長（岡本克美君） それではお答えいたします。

あくまでも現状の事業費のということでございます。三枚堂大ケ口線に関しましては、6,300万ほど、それから新大槌橋につきましては1,800万ほどということですね、これを合計いたしますと8,200万ほどになりますので、これを切り上げて、この社会資本整備交付金事業としては1億ほど今ですね、地方負担の影響額ということで推計しております。それから、昨日もご答弁いたしましたが、復興交付金事業のですね、効果促進事業に関しましては1億円を見込んでおります。

○議長（阿部六平君） 芳賀 潤君。

○2番（芳賀 潤君） じゃ、今答弁した効果促進事業の主なものっていうのもあるんですかね。あればちょっとお伺いします。

○議長（阿部六平君） 財政課長。

○財政課長（岡本克美君） 効果促進事業に関しましては、実は今一括配分されている、既に一括配分されている分に関しましては、実は負担額が生じないというふうに今のところ発表されております。しかしながら、今後申請する分等みこしまして1億円というふうに推計しております。

○議長（阿部六平君） 芳賀 潤君。

○2番（芳賀 潤君） 現状での計画の中で約1億相当が自己財源として必要であると。ただ、今、27年度でこれが町の復興に、まあ全ての事業が出そろったというわけでもないと思うんですね。この4年間の中で最優先課題があったり二番手、三番手があったりして順次事業計画を起こして行って、それがテーブルに乗って職員の皆さんがペンを走らせてデジタル化をして交付申請をかけていくというのが通常の流れであって、まだまだ大槌の本来、まあ町長が目指す町にとって、まだまだここも不足してるんじゃないかって

というのが今実施されている事業が進めば進むほど次が見えてくるのではなかろうかなと思います。今机の上に上がってるもので全て終わりだというのであればいいんですけども、いやこれもやっぱり落ちてたんじゃないかとか、住民の声を聞いてたらこういうのもあったよとかってというのが今後推測されると思いますけれども、そのような場合にもやはりこの自己負担というものが発生してくるんだと思いますが、きのうの答弁からしたときに、きのう、まあ数字遊びじゃないんですけれども多少の幅があるというふうに私は認識しておりますけれども、今後住民と懇談を交える中でもやはり漏れている事業があれば、やはりそれは事業化をしなければならないと思いますが、それについて何か答弁あれば。

○議長（阿部六平君） 町長。

○町長（碓川 豊君） これまでも既に基幹事業、先ほど4省50事業、5省40事業の間違い、訂正させていただきますが、その事業については大変多く申請しております。まだ先ほど議員ご指摘のとおり見えていない、進む度合いによって出るものもあろうかと思えます。現段階では、この復興計画の中で各担当のほうからあらゆる分野で提出させて申請をしておりますので、その辺については、そう大きくは変わらないのかなというふうには思っております。

そうした中で、この地方負担額の問題については、社会交については2.3%、効果促進については1%ということで約2億円ぐらいだろうという、この数字については、一定の評価がされたものとふうに感じておりますが、先ほど申しましたとおりバス等の対策については一般財源ということで、そのほうが逆に大きいなという意味合いで強く要望していかなければならないと思っておりますし、そしてまたこの基幹事業を効果ならしめるために配分された効果促進の自由度の高い使い方について言及しながら要望している、そういう状況にあります。

○議長（阿部六平君） 芳賀 潤君。

○2番（芳賀 潤君） まさしく今の答弁に当たる自由度、裁量でできれば一番いいんですが、話を聞いていると2.3%、効果促進1%、1%の自己財源があるのであればこんなこともやったほうがいいんでないかというふうに単純に思いますけれども、ただその事業自体が認めてもらえるかどうかというのがまたハードルだっていうふうな話を聞きます。あれもやりたい、これもやりたい、いろんな要望があっても結局それはそのたぐいではないだとか、やはり幾ら資料つくっていてもそれは認められませんという世界も



あるんだというようなことも聞くんですけども、そういうことについて、もし何か、まあ局長でもいいし町長でもいいです。

○議長（阿部六平君） 町長。

○町長（碓川 豊君） この5省40事業、主なものについては、区画整理事業だかと防災集団移転事業等の事業費の総体的な事業費の枠によって、その事業を効果ならしめるために効果促進事業が配分されております。この配分額は、いわばこれまでの部分については、その配分された額の効果促進については、いわば負担は求めないと、これからの部分だというふうな話で何でもかんでも効果促進だからというふうに出されない、いわゆる基幹事業の効果ならしめる事業であればという話なんです。これはわかるようでわからない。

そこでこの間もお話したんですが、査定するほうが本当にそれをしっかり確認してやってるのかどうか。後に会計検査が来た場合、ばらつきがあってはおかしいんじゃないかと。確かにガイドラインは示されるというふうには思うけども、むしろこの際効果促進ということで、その市町村の実情に合った使い方の申請を我々はするので、そういった対応をさせるべきではないのかという話をこれまでした、してきた、これからもしつづけていきたいと思っております。

○議長（阿部六平君） 芳賀 潤君。

○2番（芳賀 潤君） 事業費が事業費なだけにパーセンテージが少なくても、やはり結構大きい金額にはなるんだと思うんですよね。なぜそういうことを言うかというのと、もちろん復興事業は確かに最優先課題ではありますが、まちづくりというのはその復興事業だけかっていったら、やはり反対、片側もう一方にはそうでないものもある。やっぱり老朽化してきた道路であるだとかいろんなものもある。復興事業を優先するがためにそっちのほうで財源を使ってしまっちは本来同じように進捗しなければならないものに手をつけかねたりとかおくれたりっていうようなこともやはり予想されるわけですよね。そういう中ではやはり今後はバランスなんだというふうに思います。確かに被災されたところであるだとか被災者の住宅再建、もちろん住民の皆さんも重々承知のことだと思います。でも、しかし4年が過ぎた今、片方で家は残ったけれども同じように町とが被災してるわけだから不便不自由してるわけですよね。そういう中はちょっと待ってっていうのも、なかなかこれは月日とともにそれが困難性を帯びているのではないかなというふうに感じておりますので、やはりまあ割合はわかりませんよ。復興事業が2で今ま

でのところが1なのか、バランスは率的なものはなかなかわからないところはあるが、いずれにせよ町民にとって直接被災した人もあれば直接被災しなかった人もある。でもそれを含めて町民だというようなことで今後の町のハード的なインフラの計画であるだとかもやっていただきたいと思えますけれども、答弁があれば。

○議長（阿部六平君） 町長。

○町長（碓川 豊君） 先ほど申しましたとおり、この効果促進を市町村の被災度合いあるいは実情によって自由に使わせていただくことが復興を加速し、そして被災者に寄り添った対応ができるものと確信しております。今後とも、この自由度の高い使い方について強く申していきたいと。特に被災者の皆さん方、資材の高騰等によって建物も非常に難しい状況になっております。生活再建支援金等にも使えるような、そういう要望を強くしていきたいと思っております。

○議長（阿部六平君） 芳賀 潤君。

○2番（芳賀 潤君） 一方では派遣職員の人件費等は満額見てもらえるっていうようなこともありますので、これは非常に感謝、逆に言ったら申し上げなければならない。数字にしたらかなりな額になりますから、これは非常に評価できるものだと思いますし、これを機にですね、これチャンスと受けとめて現状のプロパー職員のさらなる人材育成やりに努めていただきたいというふうに思います。

予算絡みのところで最後にちょっとお聞かせ願いたいんですが、答弁の中に沿岸市町村の復興期成同盟会っていうものも開かれているんだというところでちょっと伺いたいんですが、例えば広域型で考えたときに、大槌の町長が言う交流人口っていったときに観光ってというのがすぐいくんですけども、大槌だけで観光が成り立つのかといたら、やはりそうではないのではないかと思うんです。例えば、釜石、大槌、山田、宮古まで含めるのかどうか、そこら辺が一体になって誘致活動をしていくような事業体制でなければ来る人にとって魅力がない。釜石をメインに見たいのか、大槌を見たいのか、山田を見たいのか、どこでもいいのか、そういうようなものが広域連携のあるべき、例えば観光ということを考えればですよ、あるべき姿かなとは思いますが、例えばその期成同盟会の中で、ただ単純に要望事項だけを挙げていってる会なのか、それとも今後の広域的な市町村を見たときに、やはりこうだとかああだとか別な議論もなされているかについてお聞かせいただければ。

○議長（阿部六平君） 町長。

○町長（碓川 豊君） 沿岸期成同盟会12市町村集まっております。その中でこの復興に関する要望を一丸となって取り組んできた、そして南の陸前高田市、あるいは洋野町の首長さん方、なかなか面識があるようではなかった、ところが今回の要望等活動する中で一体感が生まれました。そういった中で、やはりこれからも広域連携で物事を進めようではないかということで、この間そういうことの勉強会を立ち上げましょうということになっております。

釜石市長とも私、これからの持続可能なまちづくり、地域振興というのは、やはり広域連携でなければならぬだろうということで話し合いを進めておまして、特にもう観光については橋の遺産だとか、あるいは大槌町のイトヨだとかさまざまなものを組み合わせ、点から面に展開することでルートも決まってくれば修学旅行の誘致というふうな、そしてまた今三陸縦貫道が平成30年度以降にもう釜石花巻間も全線開通だとか、あるいは南のほうが開通に向けて今取り組んできている中で仙台大槌間が2時間ちょっとということになれば、ますます逆のスポット現象もあるだろうということから、やはり広域連携が必要だということの認識で、議員ご指摘のとおり、今それはやっていかなければならないということで、弾みをつけてやっていきたいと考えております。

○議長（阿部六平君） 芳賀 潤君。

○2番（芳賀 潤君） 一つの町でクリアしなければならない問題をいっぱい抱えるよりは似たようなものがあれば、それを寄せてアウトソーシングするとか、いろんなことが展開されると思います。まあ危惧されるとすれば、どうしても広域とはいえ大きなところに吸収されてしまうんじゃないかという危惧が、一定の危惧がありますけれども、今後の町を考えたときに行政スタンスとすれば、やっぱりスリム化も図らないといけないだろうし、隣を見据えたときにアウトソーシングできるものはやはり積極的にしていくというのが考え方にはあると思いますけれども、それらについてもぜひよろしくお願ひしたいと思います。

続いて、水産業のほうの関連の質問に移らせていただきます。

今の答弁の中で、るる説明をしていただきましたが、まず1点ちょっと確認をしたいんですが、今度製氷施設が完成をしました。で、22日に竣工式があるわけですが、話を聞くところによると水産業者、水産加工業者のみならず一般住民にも、その製氷ででき上がったものを販売するだとかって話も聞くんですが、その計画についてお聞

かせ願えれば……。

○議長（阿部六平君） 農林水産課長。

○農林水産課長（三浦大介君） お答えします。

旧製氷施設の場合におきましても価格設定ございました。今回の新製氷施設につきましても旧製氷施設での販売価格を継承して、現時点では継承してと考えておきまして、一般利用の方の場合は1,000キロ未満につきましてはキロ当たり14円設定、1,000キロ以上購入の場合はキロ単価13円の設定というふうに考えてございます。

○議長（阿部六平君） 芳賀 潤君。

○2番（芳賀 潤君） 単価はいいんですが、イメージとしてですよ、前、釜石にあったときに私も釜石の製氷を利用したことあるんですが、軽トラックで行って横手のカゴにコイン入れればダーンと出てくるような自動販売機方式でした。大槌町は前は違ったんですが、今度はどのようなイメージ、それがイメージになるんですか、そのように自動販売機みたくなるんですかね、いかがでしょうか。

○議長（阿部六平君） 農林水産課長。

○農林水産課長（三浦大介君） お答えします。

小口販売的なものは100円硬貨を、製氷施設のところにコインを入れる機械があるんですけども、100円硬貨で使用できるというような形で設定しております。

○議長（阿部六平君） 芳賀 潤君。

○2番（芳賀 潤君） まさしく自動販売機ということでもいいんですよ。はい、わかりました。

本来のものに戻りますけれども、現状の水産の課題として分析したところ、意識改革などを含めた組合の体質強化が重要な課題であるというふうに答弁されておりました。この前、組合の出資金の話の情報の中で被災した後に信用漁協になって出資金が一律10万円ということで、ただ10万円だと自己資本比率がなかなか足りない、ほかの漁協さん、県内の漁協を平均化するともっとも高い。今度それを正組合員は20万上乘せするっていうような話であるとかっていう話もありますけれども、漁民にとってはなかなか厳しいとは思いますが、これも皆さんに協力をしていただかないと、きのうのアワビの放流の自己負担分ではありませんけれども、まあいろんなものがあると思いますので役員の皆さんは大変だと思いますけれども、役場もそれに協力しながら、漁業者の理解を含めながらやっていただきたいかなというふうには思っているところです。

それできのうの一般質問にもありましたが、先日、水産庁のほうに町長組合長等々が要望に行った件で、今は借りているところで本所をやっていると、その本所の再建について補助金では無理なんだというようなところで、最後通告っていてもあれですが、受けてきたって話を聞いたときに、もちろん道路の要望っていうのは、とにかく何回でも何十年でもしつづける問題と、もうだめはだめにして次の方策を考えなければならぬ、それが漁協の本所の問題ではなからうかなと思いますけれども、その補助金がだめな場合というところで、その本所を建設する、本所のたぐいになるようなものを建設するイメージというか計画を、どのように考えてますでしょうか。

○議長（阿部六平君） 産業振興部長。

○産業振興部長（藤枝 修君） 漁協事務所の再建の関係でございます。漁協事務所の再建につきましては、国や県の補助事業、復興交付金を活用した方法により、これまで検討してきたところでありますが、補助事業の状況について、いま一度ご説明差し上げたいと思います。

例えば魚市場や製氷施設といった漁業者が共同で利用するような施設と違いまして事務所施設につきましては、組合の財産になるという考え方もあることから、当初からハードルの高いものがございました。そういった状況の中、今回要望を行った施設復旧事業が最も可能性の高いものと判断して補助採択に向けた手続を進めてきたものでございます。

手続を進めるに当たりましては、県とも十分に協議いたしまして、またその協力も得て、国に対しても現地の説明を行うなど採択に向けて一定の理解を得られたものと考えておりましたが、今回このような結果となり大変残念で、また悔しい思いをしているところでございます。

別の国の補助や交付金の活用につきましては、非常に厳しい状況にあると我々も承知しているところではございます。しかしながら、町の水産業の中核を担う漁協の事務所につきましては、漁業者にとってもやはり重要な施設であることは間違いのないところと考えてるところでございますので、町といたしましても、今後、事務所の使用者となる漁協と引き続き協議を続けながら、例えば民間団体の補助金、支援金、そういったものも含めてあらゆる手段を検討して粘り強く解決策を模索してまいります。

○議長（阿部六平君） 芳賀 潤君。

○2番（芳賀 潤君） まさしくそのとおりで、漁協関連の施設については、もういまい

まのことですから、それは補助採択になってよかったと。ところが施設があっても母屋がないという話になってしまう。安心するよりどころ、集うところ、相談するところ、今後の展開を考えるとところがないというのも、これもやはり片手落ちなような気がします。補助金がだめ、交付金事業等が見込めないような現状の中、今部長が答弁したように漁業の再建、漁協の再建に関しては全国からいろんな支援、資金が入っております。まあ甘えすぎるもどうかなあとは思いますが、やはりいろんな資金を活用しながらではないと今の漁協に本所を建てろって言って、これはなかなか無理なところがある。町長もこの任期中、いろんなルートを持ったり、いろんなツールをつくってきたでしょうから、そのようなことを発揮していただきながら、ここの再建はもう何としてもやっていただかなければならないと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（阿部六平君） 町長。

○町長（碓川 豊君） この復興事業の要綱、要領によれない、まさにもうちょっとこの部分を、手を加えればいいのにといいふうな事業というか困った人がいっぱいおります。そういった民間の声を聞いておりますので、漁協の事務所の建設等に当たりまして、そのようなことを訴えてきたわけですが、その制度要綱によらないところについては、我々といたしましても若干の支援をしていかなければならないですが、やはり今少しずつ震災が風化する中で民間の支援も難しいところではあります。今までの人脈を生かしながら、さらに私としても要望活動っていうか企業回りもして支援を受けていきたいなと思っております。

○議長（阿部六平君） 芳賀 潤君。

○2番（芳賀 潤君） 町長の決意を聞いて安心したところではございますが、まあせっかくつくった、せっかくつくったという言い方も語弊なんですけど、人脈を大いに発揮しながら民間の資金を獲得する、これも一つのやはり役割かなというふうに感じておりますので、ぜひよろしくお願ひします。

漁協の職員もそうですし、漁業に携わる方々の人的な配置については抜本的な改革、改善がなかなか難しいというのは漏れ伝わるところではございます。町内においても水産加工業者にやっていただいておりますが、中国人の研修生やら外国人労働者やら、ほかの市町村でもそうです。逆に言ったら、もうここでそのたぐいの方々の手助けがないとなかなか小さいところでは、まあ水産業だけではないですね。内陸のほうに行けば農業もそのようになってるという話も聞きますので、やはり人がいなければどうしても回

らないというのもありますので、やっていただき、協力できるものはぜひ両輪となって、漁協と両輪となってやっていただきたいかなと思います。

そこで、繰り返しになるかもわかりませんが、いろんな意味で漁業関連施設整備というのが充実されてきて完成を見ておりますが、今後まだ残っているそのような事業がありましたらご紹介いただければと思いますが……。

○議長（阿部六平君） 農林水産課長。

○農林水産課長（三浦大介君） ほとんど伸び分での復旧関係につきましては、漁船初め共同施設関係もですね、ほとんど終了はしてございますが、ただ今回補正に出しておりますが、漁船の関係で1それほど復旧ということで今回補正のほうに提出させていただいておるのがございます。今のところは、基本そういったところだと考えております。

○議長（阿部六平君） 芳賀 潤君。

○2番（芳賀 潤君） ハードの整備は、もうほぼ終わったんだという話ですよ。なので結局は今度はその中身の充実、あとこれからできる誘致企業、水産関係の事業もありますから、きのうの一般質問でもありましたけれども、そんだけ従事する人がいるのかってやっぱりなるんですよ。最後には問題は人と金ってはいわれますけれども、金目のめどがつけば今度人なわけですよ。なので、これはさっき言ったとおり水産も農業も介護もそうですけれども、何がいいのかわちよとなかなかいい明確な答えはないんですけども、いろんな情報をキャッチしながら、数撃ちや当たるじゃないでしょうけれども、いろんなことを模索しながらというのはね、同事業、人という意味では皆さん課題は同じなので、鋭意努力していただければなというふうに思います。

続きまして、子ども・子育ての関係に移ります。

常任委員会でもかなりこの点については、安渡保育所の問題があっている議論をさせていただいたと認識しております。町内のやはり一番の課題は保育園・幼稚園の充足率についてでございます。常任委員会で資料が出てますけれども、保育園のほうはほぼ100%の充足率なんだけれども、幼稚園はもう4割を切るようなところでございます。町の分析結果ですと、やはり4割を切っているもんですから幼稚園さんの経営のほうもなかなか大変であろうというようものがなされておりますけれども、私もこの幼稚園さんを、どうにかこの充足率を上げていかなければならないものも喫緊の課題であろうと思いますけれども、その点について当局の答弁があれば。

○議長（阿部六平君） 民生部長。

○民生部長（千田邦博君） 議員ご指摘のとおり幼稚園・保育園の充足率は幼稚園のほう  
が4割以下、保育園は100%台で推移しております。やはり保育サービス、教育保育サー  
ビスを充実させるためには幼稚園、保育所問わずですね、やはり一体となってこの町の  
教育・保育サービスを充実させていくということが重要と考えております。そういった  
ことから、今年度、幼稚園、保育園の教育・保育関係者との情報交換会を行うなどして  
ですね、課題の共有、それと今後の連携した取り組みなどについて協議していきたいと  
思っております。

○議長（阿部六平君） 芳賀 潤君。

○2番（芳賀 潤君） 保育園は保育園の問題がある、こども園化、あと新しい法律が施  
行されたことによって職員配置を守らなければ加算がもらえなかったりということで、  
昨年度までの収入とはやはり減額が見込まれるような、もう6月に入りましたら減額に  
なってるんだと思いますけれども、そういう意味ではなかなか100%の入所率とはいって  
も、その保育所、保育士の数が充足していかなければ、やはり減額が余儀なくされてい  
るという実態を聞いておりますが、いずれにせよこれも先ほどの言葉でいうとバランス  
みたいなもので、全体定員にすれば間に合ってるんだけれども、どうしても偏りがある  
のでというふうな話が片方でされておりますので、今後、幼稚園さんがこども園化をし  
ていくか、していかないかという問題もあろうかと思っておりますけれども、いずれ積極的に  
役場さんも介入をしていただきながら、いい方向に導いていただければなというふう  
に思います。民間とはいっても、やはり町内で生まれた子どもを育てるという機関です  
から、それが公立、公立じゃなくて公ができないところを民間さんをお願いしている  
というのが現実だと思うんですね。だからそういう意味においては、やはり積極的に  
幼稚園並びに保育園がきちとした経営ができて、より幼稚園教育、保育の充実に向け  
た取り組みをしていただければ一番いいのかなと思っておりますけれども、いかがでしょう

○議長（阿部六平君） 町長。

○町長（碓川 豊君） 公立の考え方として安心して子どもを産み、育て、そして預けら  
れる場所というふうなことが求められているんだと思います。そうした中で体の不自  
由なお子さんを持っておられる家庭もおられると思います。そうした中で行政といたしま  
しては、行政の中にも保健所だとか保育所、さまざまな資格を持っている方々がおりま  
すので、連携した対応で安心して預けられる環境を整えることが定住人口というか、そ  
ういう人口対策にもつながってくるんだというふうと考えておりますので、財政的な事



情もありますが、さらにこの法律の意義について深く重く受けとめながら対応してまいりたいと考えております。

○議長（阿部六平君） 芳賀 潤議員。

○2番（芳賀 潤君） 最初に町長さんが言っていただきましたが、次に公立の意義についてを申し上げる予定でしたが、そのようなことです。いずれ今の町の課題、子どもが少ない中でもいろんな課題があって、そういう中で今安渡保育所が公立の形で残っておりますけれども、安渡保育所がどうかという話ではなくてね、公立の役割ってというのは何なんだという話になるわけですよ。そうすれば、やっぱり民間保育所は適正な人員を、適正な保育をする、幼稚園教育をするということで、それで精いっぱいなところがある。それを例えば民間では十分に対応できない専門的な分野、まあ病後児であるとか障害児保育であるとか、そこを本来であれば公立的な位置づけをきちっとしてやっていただければいいのかなというふうに思います。確かに専門職員もいないんだとかがいう話になろうかと思っておりますけれども、役場の中には保健師さんもいれば栄養士さんもいればさまざまな分野の人員がいるわけですよ。極端な話が、私は役場の庁舎の中に公立の保育所をつくって、そのような子どもたちをみるという空間があってもいいんだと思う。それが本来のサポートという意味なんではないかなというふうに認識しております。

あえてサポートっていうのを使ってるっていうのは、被災地のことで高齢者を対象にしたサポートセンターが各所に配置をされておりますが、やはり次の町を見たときに、私はあえて子どものことしか言ってませんけれども、その子どものところで何かモデルみたいにしてサポート体制をきちっとしていくんだと。高齢者については地域包括システムっていうのがありますけれども、ケアシステムってなってるから高齢者かなと思うけれども、本来地域の包括というのは子どもからお年寄りまでなんだと思うんですよ。本来は、何かそれが縦割り行政の中で分断されているのが、どこの市町村の実態であるんですけども、まあ国とか県はそれでもいいかもしれないけれども、我々はそこで生まれ育って老いてくわけですよ。そういったときに、町の本来の行政のスタンスのあり方としたら、子育て支援計画があって高齢者の福祉計画があって、確かにそうなんだけれども、よりどころとするところを、きちっと庁舎の中に設けるということも一つの考え方なような気がします。

去年は地域包括を、役場内にきちっと置くということで条例化なってますので、これ

が子どもの分野と両輪になれば、例えば弱者と呼ばれる方々を、きちっとサポートできる相談のよりどころは役場の中で受け付ける。民間のほうで適正に保育園、幼稚園教育を受けなければならない、そういう方々はどうぞ民間のほうに行ってもらおうとかっていうのが、やはり今後の町のあるべき姿だというふうに個人的には考えておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（阿部六平君） 町長。

○町長（碓川 豊君） 人口減少、少子高齢社会の中では、やはりそういった今ご質問の内容等が、我々といたしましてもしっかり支え合う、そういう社会をつくっていかねなければならない、肝に銘じながら対応してまいりたいと思います。

○議長（阿部六平君） 芳賀 潤君。

○2番（芳賀 潤君） ありがとうございます。ぜひやっていただきたいというふうに思います。

それでは、最後に換地の情報提供についてということで、これも全協の中でいろいろ話をさせていただきました。確かに法律上役場のほうが情報、その情報を公開するというのは、これは無理な話、それは重々承知をしておりますが、先ほど局長の答弁にもあったとおり、さまざまな団体等からは、隣は誰なんだべ、本当は欲しいんだけどもってというのは、これは当たり前です。行政はその情報を伝えれない、これも当たり前です。仮換地が済んで登記がされれば誰でも見れる、それも承知です。

ただ、見にいっていったって宮古さ行がねばねえわけだし、そこら辺が上手に回らないのかなというようなところがあるわけですよ。どうしても減歩された土地にだけ建てるのか。いや、隣を買えれば買いたいがなあとか。

もう一つは、町が売ってくれていった時代がある。なかなか答えられなかった。でもある一定規模以上は、ある一定必要数以上は今度買えないというものもありました。なので、住民さんからしてみれば、あんどき売っとげばよがったがなっていうような声も聞くわけですよ。そういう中で、何か役場が調整するとかではないんですけども、先ほど下水や上水の云々くんぬんどぎに意向確認するというような方法論もあるやに聞きましたけれども、そこについて何かもう一つ、何か説明があればと思いますが……。

○議長（阿部六平君） 町長。

○町長（碓川 豊君） いずれ、これについては事業者の皆さんからも強い要望があります。下水道や上水道の設置位置に関する意向調査をあわせながら対応していきたいと、

そのように思っております。いずれ、そういうアンケート調査して出してもいいという人については、ゼンリン方式みたいな形で出していただくと、そのように考えております。

○議長（阿部六平君） 芳賀 潤君。

○2番（芳賀 潤君） 商業者はもちろんそうですけれども、住宅再建っていった場合にも区画整理事業なりで主に再建したい方々は、商店さんはもちろんですけれども、再建するって実際図面を引くわけですよ。それを50坪のところから引くのか、35坪に引くのか、70坪に引けるのかでも全然変わってくるということになる。進まないといわれながらもこれだけ進んできてるわけですよ。そうすれば、高台は完成したわ、引き渡しになってるわ、災害公営住宅はできてきたわ、戸建てのものも、もういまいまできそうかわってこの先が見えてくると、残ると区画整理事業地内への再建になるわけですよ。そうすれば、やはり何かそこで少し一歩踏み込んだものが区画整理事業の中に再建をしたいという人たちにそれを奮起するっていうのか、頑張っでここで再建したいんだというものにもっていかないと、狭えがらやめっかなどがね、ほかのほうがいんでねがとがっていうふうになってしまうのは、本当に非常に心苦しいわけですよ。税金を使って盛り土をして区画整理事業をしてるわけですから。多大な金額を使って。そこに住宅が建たなかったら本来の意味をなさないというふうに思うわけですよ。できるだけそのように導いていかなければならないのも行政の責任かと思えますけれども、何か答弁あれば……。

○議長（阿部六平君） 町長。

○町長（碓川 豊君） この事業、今仮換地指定している中で流動的な状況の中で漏らせば、かなりごじゃごじゃになる可能性があります。その状況を踏まえながら、いい状況になってきて、そして先ほど言ったような調査をする中で自分のところを出してもいいよというところについては、積極的に対応して出していきたいと思っております。

○議長（阿部六平君） 芳賀 潤君。

○2番（芳賀 潤君） 一般の人からすると法務局に登録になったのがいつなのかわかりかねるところがあります。例えば町方だったから町方がいつになったとか、吉里吉里はいつになった、浪板はいつになった、安渡がいつになった、赤浜がいつになった、そのぐらいの公表はしてもいいのかな。仮換地が終わりましたよっていう、登記になりましたよっていうのは公表してもいいのかなと思いますけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（阿部六平君） 都市整備課長。

○都市整備課長（青木利博君） 仮換地がですね、最終的に決まりますのは換地処分という形で事業が終わったときになります。ただ、それは皆さん方に全部周知はさしていたでいて、こういう形で事業は、最終的な土地が全部決まりましたよということは通知は皆さん方にさせていただきます。そのときは一応、ただ、事業が終わる時期なのでちょっと、まだもう少し先になりますので、今の仮換地の状況をという形になると、ちょっとまだそういったことはできませんので、さっき言ったようなアンケートなりで皆さん方に周知をするようなことを、機会を、これから考えていきたいなというふうには思っております。

○議長（阿部六平君） 芳賀 潤君。

○2番（芳賀 潤君） そこで改めてわかりました。仮換地の時点では、まだまだなんですよね。あくまでも仮だから。それが終わって初めて換地になって登記になって、そうであればもちろん公表するというか、もう事業完了しましたら各通知が行けば、これじゃ宮古の法務局に行けば隣は誰なのかなというのは自動的にわかるようになるという話ですよね。まあそこまで待つしかないのか。住民の皆さんが協力して、そのアンケートでね、隣は、私の名前でもいいよというふうに公表していただければ一番やりやすいかなと思いますけれども、さっき言ったようにどンドンどンドン住民の皆さん焦りだせばね、なかなか進まないという話もあるので、そのような時期が来たら、またそのような情報提供をきちっとしていただければというふうに思います。

以上で、終わります。

○議長（阿部六平君） 芳賀 潤君の質問を終結いたします。

11時10分まで休憩いたします。

休 憩

午前11時01分

○

再 開

午前11時10分

○議長（阿部六平君） 再開いたします。

阿部俊作君の質問を許します。ご登壇願います。

○5番（阿部俊作君） それでは、一般質問、通告書に従ってお尋ねいたします。

まず、1つ目、新おおつち漁業協同組合の振興策についてということで3つのお尋ねいたします。

組合の経営基盤整備に対する国の補助が不採択になったと聞きましたが、内容と理由について伺います。

それから、2つ目、全国的に大型船が減トンしていると聞きましたが、製氷工場を復旧し、廻来船の誘致を目指す当町においては大きな痛手と考えます。当町唯一のサンマ漁船も廃業と聞きました。今後の漁業振興は、現状の分析と国や県を交えた議論が必要ではないかと思いますが、当町では漁業振興策をどのように考えてるか伺います。

3つ目に、カキの加工企業を誘致しましたが、原料供給体制について、その進捗状況についてお伺いいたします。

2つ目に、国民健康保険についてお尋ねいたします。

財政調整基金保有率の到達目標のようなものがあるのかお尋ねします。また、資格証明書短期保険者証の交付状況と国民健康保険税の滞納及び処分の状況について伺います。

3つ目には、災害公営住宅についてお尋ねいたします。

大ケロ災害公営住宅、原水災害公営住宅において隣家の音や話し声が聞こえるという問題についてURと、どのような話し合いがもたれたのか伺います。また、今後建築される災害公営住宅の防音対策についても伺います。

4つ目に、鎮魂の森について、規模と位置や維持管理についてどのように考えているか伺います。

5つ目、斎場の建設について、斎場が老朽化し、バーナーなど使用期限が切れているのを修理、調整して使っていると聞きましたが、建設予定の見通しについて伺います。

また、6つ目に御社地について、町として御社地移行をどのように捉え、周辺開発及び町民に対してどのように生かし、伝えていくのかお伺いいたします。

○議長（阿部六平君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（碓川 豊君） 阿部俊作議員のご質問、6点のうち、私のほうからは新おおつち漁業協同組合の振興策、それから鎮魂の森についてご答弁させていただきます。

まず、新おおつち漁業協同組合の振興策についてでございますが、組合の経営基盤整備に対する国の補助が不採択となったと、その内容と理由についてでございますが、今回、組合事務室の建設を要望し、不採択とされた補助事業は、被災した漁協等が水産業共同利用施設の原形復旧や機能復旧に必要な機器等の整備を支援する水産業共同利用施設復旧支援事業ということでお願いし

てまいりました。町といたしましては、新おおつち漁協が旧漁協から定置漁業権、特定区画漁業権、漁業共済などを継承していたこと、さらに共同利用小型船舶建設事業、共同利用船等の復旧支援対策事業等について、当初、旧漁協が事業主体となっていたものを新漁協が事業継承し、補助の実行が行われたことなどから旧漁協からの事業継承団体と認められるものと判断し、平成27年度の要望調査時に要望を提出いたしました。新おおつち漁協は震災時に存在しておらず、被災団体ではないという理由から要望が認められなかったものであります。

この結果を受けまして、先月28日、私といたしましてもしっかり確認をしたという思いで漁協と共同で水産庁に直接要望を行ったところであります。しかしながら、水産庁からは、被災施設を復旧するものであるというのが原則であり、被災当時に新おおつち漁協は存在していなかったこと、債務の継承など法人を継承しているという法律上の根拠がないこと、また旧漁協の建屋も利用していないことなどから事業継承団体と認められないという見解が示されたところであります。

なお、その他の共同利用施設復旧支援事業につきましては、漁協単独での使用ではなくて生産者の共同利用が明らかであるとの理由で事業は認可されているものであります。

今後の対応策につきましては、漁協と引き続き協議してまいりたいと考えております。

次に、今後の漁業振興策についてであります。

阿部議員の御指摘のとおり、拠点漁港を持たず、魚群を追いかけ漁を行う漁船漁業、いわゆる外来船または廻来船のせき数は減少傾向にあります。こういった状況の中、町では生産物の需要先の構築が第一であると考え、水産系食品工場の立地を進めてきており、平成29年度には、全施設がおおむね可動する予定となっております。

第2には、生産と加工場側、いわゆる流通の要である魚市場の強化が必要であると分析しており、昨年度から魚市場の機能強化に向けた取り組みを行っております。

町の水産振興政策は、こうした漁業生産、生産物に付加価値をつけて販売で

きる体制の確立を基軸、中心に進めておりますが、新規就業への支援、外国人研修生枠の拡大、復興交付金枠の拡大等町だけでは十分な対応ができない問題については、国・県と協議あるいは要望を強く行いながら進めてまいりたいと考えております。

次に、カキ加工の誘致企業への原料供給体制構築の進捗状況についてでございますが、現時点でのカキ生産状況につきましては、カキ養殖施設の設置者数は13名、養殖施設数は60台となっており、生産量は24年度には25万9,000個でありましたが、26年度では約2倍以上の58万6,000個となっており、震災前の状況を超えるまでに至っております。今後、養殖施設数にして数10台、生産量にして数10万個の増産が可能と見込んでおります。

なお、誘致企業が当初に発表した必要数量から推測いたしますと、さらに相当数の需要が見込まれているところであります。現在、県などと協力しながらさらなる増産体制の構築方法等について検討を行っているところであります。

次に、4番目の質問であります鎮魂の森についてお答えいたします。

鎮魂の森につきましては、防潮堤で閉ざされてしまう町の景観形成にも少なからず大きな影響があるものと考えております。この震災の影響を受けて美しい、こだわりのある美しい町ということをしていきたいということで景観形成にも重点をしているところでございまして、かつ、この鎮魂の森によりまして震災による犠牲者の慰霊をし、そして町民の憩いの場というふうにしたいと考えているところであります。

この事業の実施に当たりましては、平成24年の6月議会で災害の記憶を風化させない事業の基金条例を設置し、制定していただいたところであるわけですが、寄附をこれまで募ってきたところであり、現在までに約2億3,000万円の寄附が寄せられたところでありまして、大変感謝しているところであります。今年度は鎮魂の森の事業を具体化すべく基本設計や工事費の概算までを行うこととして、この27年度の当初予算に盛り込んでいるところでございます。

鎮魂の森は大槌川と小槌川の水門の間に設けられる防潮堤の陸側のり面の堤体に土を張りつけし、樹木を植えるもので、散歩道や鎮魂のモニュメントを設置したいと考えており、その範囲といたしましては防潮堤から線路近くまでのエリアを考えております。

なお、イトヨや湧水の保全の考え方については、関係者、学識経験者等と懇談・協議しながら対応してまいりたいと考えております。

鎮魂の森の維持管理につきましては、私はこの復興事業の復興のコンセプトのまちづくりのキーワードとして交流人口の拡大を掲げております。大槌町に対して、これまでNPOあるいはさまざまな支援団体、全国から多くの方々が訪れております。そういった方々について、例えばその鎮魂の森にネームプレート、例えばまだ検討中ではありますが、1万円だとか5,000円だとか、さまざまそういった考え方で設置してもらうことによってこれからの、さらにあの町はどうなったのかということで行ってみたい、リピーター客をふやす、交流人口の拡大をしていきたいと、そう思っております。

その維持管理については、そういった費用を充てながら、そして近隣の町内会の皆さん方の元気な高齢者等からもその鎮魂の森の維持管理等に努めていただきたいと、そのように考えております。

植樹イベントも皆さんでやりながら、1年中花いっぱい咲いてるのを見ながら、そして散策できるような、そういう町民に愛される鎮魂の森、憩いの場としていきたいと考えております。以上です。

○議長（阿部六平君） 民生部長。

○民生部長（千田邦博君） 国民健康保険についてでございますが、まず国保の財政調整基金については、保険給付費等の不足が生じた場合に財政に充当するためなど、国保財政の健全運営に資することを目的に設置しているもので、保険者の規模等に応じて安定的かつ十分な基金を積み立てることとする、との国からの通知に基づき積み立てを行っていることから、保有率の到達目標は特にございません。

次に、資格証明書及び短期被保険者証の交付状況についてですが、平成27年2月1日現在、資格証明書については、震災により被災した特殊事情を考慮いたしまして交付はしてございません。また、短期被保険者証につきましては、納税相談会等の機会を確保するため、146世帯・261名に交付しておる状況でございます。

次に、国民健康保険税の滞納及び滞納処分の状況についてでございますが、平成26年度は集計中であることから、直近の平成25年度の状況で申し上げますと、まず滞納額は1億2,290万4,000円でございます。世帯数は237世帯となっております。滞納処分については、窓口等において納税相談を行っている中で納付資力や財産があるにもかかわらず納付指導に応じない場合や、納付約束を履行しない場合に保険税の負担公平性の観点から法令に基づき実施しております。平成25年度におきましては、不動産・動産及び預金等合計63件の差し押さえを行っており、当該差し押さえに係る換価率は19.5%となっております。



ます。

いずれにしても、国保事業の安定的かつ持続可能な財政運営が保険者の責務であると認識しており、引き続きご理解いただくよう努めてまいりたいと考えてございます。

○議長（阿部六平君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 次に、3番目の災害公営住宅についてのご質問にお答えいたします。

昨年の9月議会で議員のご指摘を受けて、大ケロー丁目災害公営住宅において平成27年2月13日に住宅室間音圧レベル測定業務を行っており、測定の結果、建築基準法で定まる遮音機能は確保していることを確認しております。

その測定結果を受け、建設したUR都市機構とは3月4日に協議し、施工に瑕疵がないことを確認しております。

なお、大ケロー丁目災害公営住宅の入居者の皆様には、平成27年3月23日付の文書で、測定結果による住宅建築物としての構造・性能上は問題ないことと、生活音の漏れについて相談が寄せられていることもお伝えして、共同生活における配慮のご理解、ご協力をお願いしております。

しかし、このことにより問題が解決したわけではありませんので、今後、騒音問題についてどのような対応が可能か、検討しているところでございます。

○議長（阿部六平君） 民生部長。

○民生部長（千田邦博君） 斎場の建設についてでございます。昨年7月に新たな斎場の設置場所の選定の考え方など火葬場建設のための大まかな枠組として策定しました基本構想を議員の皆様にお示しするとともに昨年10月からは斎場整備に係る測量、地質調査、斎場整備基本構想の策定業務に着手しております。現在は町民代表、町民団体の代表建設予定地の住民自治会の代表町職員等をメンバーに11名で構成します大槌町斎場整備検討委員会を設置し、幅広い方々のご意見を頂戴し、斎場整備基本計画をまとめていきたいと考えてございます。

また、今後につきましては基本計画策定後、実施設計を本年度に、造成工事を平成28年度に、建築工事を平成29年度として、竣工は平成29年度末を目指して進めていきたいと考えております。

○議長（阿部六平君） 総合政策部長。

○総合政策部長（高橋新吾君） 6点目の御社地遺構についてでございますが、東日本大

震災以降、御社地エリアは町の中心市街地として、また文化的な価値の非常に高い地域として商店街や公園、御社地ふれあいセンターなどの施設が集約され、広く町民に親しまれておりました。町といたしましては、御社地エリアにかつてのにぎわいを取り戻すべく新たに再建する御社地エリアの復興拠点施設の整備についても御社地公園との調和を図りつつ、一体的に進めてまいりたいと考えております。

その中であって歴史的価値のある御社地史跡につきましては、町の重要な文化資源として復興拠点施設内においても震災教育などと並び御社地の持つ歴史、文化に広く興味を持っていただけるよう御社地遺跡の情報発信を行うなど大槌町の持つ歴史や文化の積極的な発信を行うこととしております。

なお、御社地遺構に新たに整備する御社地公園につきましては、御社地の起源でもあります菊池祖晴の地下遺構が町史跡にも指定されていることから、御社地の持つ歴史的背景に十分に留意した上で文化財としての価値を損なうことのないよう十分な配慮をした上で整備してまいります。

○議長（阿部六平君） 再質問を許します。阿部俊作君。

○5番（阿部俊作君） それでは再質問が許されましたので、次に、私、選挙終わってここに来る自信がないので今のうちに思いのたけを言わせていただきます。いい町に住みたい、それは皆さんと同じですし、やり方、方法は違うかもしれませんが、お互いそこで激論を交わしていただければと思って質問いたします。

まず、御社地から始めますけども、御社地の池の形はどういう池の形かお尋ねします。

○議長（阿部六平君） 環境整備課長。

○環境整備課長（藤原 淳君） 御社地については、今これから実施設計をする予定にしておりますけども、基本的には前にありましたような御社地の池をですね、復元をしていこうというふうには考えております。はい。

○議長（阿部六平君） 阿部俊作君。

○5番（阿部俊作君） はい、わかりました。それでは、前の池の形はどのようなものか。例えば遺跡として残ってる、その池の形ご存じでしょうか。教育長、どうでしょう。

○議長（阿部六平君） 教育長。

○教育長（伊藤正治君） はい、存じてございます。

○議長（阿部六平君） 阿部俊作君。

○5番（阿部俊作君） では、具体的に池の形をお話しできませんか。

- 議長（阿部六平君） 教育長。
- 教育長（伊藤正治君） 言葉で説明は、いわゆる円形でありまして、真ん中に島がありまして、金魚もあります。さっきのモニュメントもご置きます。
- 議長（阿部六平君） 阿部俊作君。
- 5番（阿部俊作君） はい、わかりました。確かにそういう問題でしたけども、実はこの御社地というのはちょっと違うんですね。それでまず文化財というのを、文化ということについて、文化って何だということをお尋ねしたいんですが、町長、教育長、よろしく。
- 議長（阿部六平君） 教育長。
- 教育長（伊藤正治君） 一般論でございますと、私たち人間が営んできた歴史であり、あるいは住んでいる土地、地形であり、風土であり、全てを含むものでございまして、これが文化だという、取り出してということではないと思います。
- 議長（阿部六平君） 阿部俊作君。
- 5番（阿部俊作君） はい、ありがとうございます。そうです。辞典を開き、調べてみますと文化とは人間精神の所産、つまり人の心なんですよね。心がどのように入ってるか、御社地の池の形、私もずっと昔そこで遊んでたときに誰かに言われたんですけども、ここは心だと言われました。何だかよくわからないんですけども、実は天満宮、これは九州太宰府から勧請してきたものだということで九州に行ってみました。家族に内緒で見ましたら池は「心」です。「心」という文字を池にしているんです。心字池という池の前がそういう池でした。「心」という字を水と島であらわしていたんですよ。
- 大槌町の池も中島があった。そして当時、馬検場をつくるということで壊して、あとはもうそこにあった、かかってた橋は消防義魂碑として江岸寺に建てられた、そういう経緯があります。
- では、御社地は何か。この歴史的、何で御社地が天満宮であり、そこにあったかというのは、この背景を見なければどんな文化かというのはわからないと思うんですよ。それで私もわかんないので調べてみました。御社地天満宮建立についてというちょっとコピー、多分教育委員会のほうでは津波で流されたと思うんですけども、当時コピーとったのが私のところにありまして、明和元年にこの地に御社地というか清き砂をもってつくったということなんです。明和、それでこの天満宮をつくるに至って明和元年なんですけど、実はその前にこの地方ではどういうことがあったかということなんですよ。

明和の前は宝暦っていう年号です。宝暦。この年に、まず宝暦3年、これは南部藩の中で日光東照宮の修理の御用金ということで南部藩に幾ら金を出しなさいといわれまして、この大槌町の前川善兵衛という方がおりまして、このお金を7万両、7,000両、7万両に対して、その1割、7,000両を1人で出しました。そして盛岡商人106人に計1,800両の御用金を貸したという南部藩です。前川善兵衛は、その何倍でしょう。そういう状況がありました。それから、宝暦4年、そういうことで、ここで南部藩では日光御用金のために蓄財した米を売りました。10万石。そして宝暦5年、大飢饉が襲います。ここで宝暦5年、1755年ですが、大凶作。領民35万人、そのうち残ったのが6万みたいなこの本読むんですけども、多分どっちか正確には調べてませんが、6万人になったというような、この本ですけども、6万人は、まあ死んだかどっちかなんですけども、こういう大飢饉があったんです。それからこの年間に、宝暦年間に大火災がありました。その火災のうわさを、罪のない者を首はねたからたたたりだっていううわさが広まりました。そこでこの宝暦から年号が変わり明和になって、それでここにいた菊池祖晴さんという人が、ここに神社を完成しようと考えた。そして明和6年に筑紫、太宰府、ここに行きまして勸請のことを願う、その例なしといえるも、そんな勸請したいんだけどもといわれたけど、断れるんだけども、ここに許可するという経疏をもって授かる。そして帰国、7年、明和7年に帰ってきて御社地を建立したと。そしてそこにせき宮とかそういうものをつくったのが明和9年です。ここの御社地の間の中に全国を歩いた土とかそれから経文、そして拝む石の下に一字一石、経文、法華経一部一石または般若心経100巻、そういったものを全部経を書いて、その下に埋めました。そして、ここを拝むことによって日本全国霊験あらたかなところを行ったと同じように、その縁疑いなし、これが御社地なんです。

ですから、あそこの地域はただ単に公園じゃないんですよ。この町の基礎、今まで長い南部藩にあったいろんな圧政の中でこの町が歩いてきた歴史なんです。それを私は言いたいと思ってね、知らないところ質問したってちょっとね、答えようがないので私が勝手にしゃべりますけども、御社地はね、あの建物そのものだけじゃなく公園じゃなくそれが一体となって参道から池があって橋がなって中島があって、越えて、それから本宮に行くという、そういう体制、そしてそれをつくるための遺跡があったんですよ。こういう歴史を見て、そこを思ってほしい。遠野にカップヌードルとか続石ってありますよね。観光バスで行きます。観光バスっていえば観光地に、野崎さんもよく聞いていただきました

いんですが、なぜそこに観光バスで行くかといえば、そこにいろんな文化っていうか、人の思いなり歴史がある、民話、話があるからそこに行くんです。だから御社地はね、すごくそういう面でみんなにわかってほしい。ここだけじゃなく私は前にもお話ししましたけども、大槌にはまだまだいっぱいある。そういうことでやってほしいと思います。

それでちょっと教育委員会、お尋ねします。

御社地は町の文化財に指定されていますが、復興に伴う区画整理により文化財指定範囲の一部が道路になりますので、当該部分の文化財指定を解除しました。私はね、行政の都合だけでね、この大事なものを壊す、まるっきり I S じゃないですか。文化の心をわかんなくやだめじゃないですか。私はそう思ってね、ちょっと興奮状態にありますけど、その辺。

まずそのほかに、この御社地に妙法蓮華経の、それから祖晴さんの入定した跡があって、それで建ってるんですけども、これにもわけがあんですよ。なぜ建ったか。なぜこの文字だか。妙法蓮華経といえば日蓮宗、よくご存じなんですけども、日蓮宗ではないんです。字を見ればわかりますので、日蓮宗とは違って、この経にはいろいろありますので。

これ以上言ったって野崎さんが退屈するので、次に進みます。

ここでいうのはね、文化財の心、それをしっかりつかんで開発してほしい。(発言者あり)それで質問はね、だからこの開発どうすんの、池の形からそういうものを聞いた上でどうすんの、それを聞きます。

○議長(阿部六平君) 教育長。

○教育長(伊藤正治君) 教育委員会ということでお話しありましたので、教育委員会でも御社地の地区のいわゆる景観形成の計画であるとか、あるいは復興の拠点施設の建築であるとか、そういったことの推進に当たっては、重々その文化財の審議会であるとか、あるいは有識者の意見をいただきながら実際に祖晴さんの入定地である部分については、計画をずらしていただいて、道路をずらしていただいて、それを守るといふ、そういう意気込みでやりましたし、それからただいまお話のあった妙法蓮華経の石碑につきましても、現在御社地のところに置かせていただいてまして、議員ご承知のとおり78歳になって余命幾ばくもなくなった祖晴さんが、みずからそこに入って、いわゆる即身仏、往生を遂げたという9月の、文化3年の話で、9月の15日に断食を始めて穴に入って18日に涅槃して20日に亡くなったと、そういう歴史のある場所ですので、私たち教育委員

会生涯学習課あるいは埋蔵文化財についてもそこはもうないがしろにできない大切な資産であるということで考えて、今後のまちづくりの中にも生かしていきたいと、そういうふうな決意でございます。

○議長（阿部六平君） 阿部俊作君。

○5番（阿部俊作君） 大変ご答弁ありがとうございます。確かにそのようにしていただければいいんですが、実際やってることは違うんじゃないですか。私はそのことでちょっと何だって申し上げたんですよ。では、余り時間もないので、御社地のほうはそういう、これだけじゃなくていろんなものがあるし、もっと勉強しましょう。私もわかんないんだけど、そして本当の意味でみんながわかって、できれば本当に草創期の御社地、そういうことでこの町の歴史を伝える遺跡、飢饉から来たっていうことを念頭に置きながらつくっていただければと、ただの公園じゃないということをご理解いただければ、今後のあれであります。

次に木造アパート、大ケロ住宅についてお尋ねします。

木造アパートの答弁書いただきましたんですが、これ、私、これで大ケロ住宅はね、3回目なんですよね。どうなってんですか。まず2月、27年2月にはかった建築基準に遮音機能ということなんです、そのときはかったのは何デシベルでした。

○議長（阿部六平君） 環境整備課長。

○環境整備課長（藤原 淳君） まず測定方法ですけれども、界壁における遮音基準ということで2部屋の方から協力を得て測定を行っております。一方のほうを音源室というふうにして、もう一方のほうを受音室ということで音源室のほうに雑音発生器のほうを置いて普通騒音計を双方の部屋に設置して騒音のレベル差で測定結果を得ております。

測定結果ですけれども、まず建築基準法施行令第22条3で定められているとおり、震度数については3つ、周波数については3つの周波数帯で行っております。1つは125ヘルツで基準のほうは透過損失が25デシベルということになっておりますけれども、それに対しての測定結果は27デシベル、それから500ヘルツについては透過損失が40デシベルという基準に対して47デシベル、それから1,000ヘルツに対しては透過損失の基準が50ヘルツに対して54ヘルツということで、いずれも適合はしているということになっております。

○議長（阿部六平君） 阿部俊作君。

○5番（阿部俊作君） さきにお話しましたんですけども、このレベルですとぎりぎりっ

ていうか、そういう数値です。今言われたのは、でも私に前に言われたのは38デシベル、透過損失、基準は35デシベルだから大丈夫だっておっしゃいました。この35デシベルというのは学校とか病院の基準なんですよ。わかるとおり、22条、建築基準法22条の3、ここの部分には長屋及び共同住宅に関する遮音性能ということであって、そこの中には数字は書いてないんですよ。これをどのようにクリアするか、建築学会が出した表があるわけです。何級何級って。下が3級、今言ったのが3級ぎりぎり、その数字では、3級、2級、1級、特級ってあるんです。それで答弁で言いましたけども、ここの住んでいる方がね、トイレの音も聞こえる、何とかならないか、そういう話しなんです。回答に何てあります。生活音の漏れについて相談が寄せられている、静かに用をたせということなのか、トイレの音が聞こえているのに、まるっきり漫才じゃないですか。聞こえて今困っている、そういうのにどうしたらいいのかっていう、何でURに言わないんですか。直してくださいと。町長。

○議長（阿部六平君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 今の質問の中では35デシベル、38デシベルということですか。まずそれはまず今回のそういった騒音が出ているという中で一旦はかってみた中ではそういった周波数帯でやったと。その中で議員のご指摘がございましたので、建築基準法に基づく正確な、公式な試験ということでさせていただいて、基準をクリアしているということにおいては、瑕疵がないと。いわゆる住宅の基準でございますけども、町営住宅としてきちっと、まあ公営住宅のちょっと部分の話もありますけども、基本的にいえば公営住宅は100%公費、国費負担ではございません。町の負担もございます。さらに1戸当たりの標準負担額、標準建築額というのが決まっております、基本的にはその部分での性能のものを今非常に上がっていて、それは非常に私ども非常に困難です。その分は全く町の単独費になって、将来の住宅経営の中では非常に問題になる部分であると思っております。その中でいえば我々は標準的な町営住宅の基準のものをつくって、その値段の中で今やっていると。その中でいえば、例えば高品質のものをつくったからって、それを家賃に上乘せすることもできませんので、基本的にいえば全国統一的な町営住宅の基準としてのものをつくっているというような状態でございます。

○議長（阿部六平君） 阿部俊作君。

○5番（阿部俊作君） 基準が違うんでしょう、それを言ったんですよ。何、今度はかかったらデシベルが上がった。さきにしゃべった、報告して、俺がしゃべったらデシベ

ルが上がるんですか。

では、佐々木副町長にお尋ねします。これ大槌町災害公営住宅整備計画案報告書というこういう会合がもたれたり、このメンバーに佐々木副町長とそれからURの職員、弁護士等々が入っています。この中で第5回検討委員会の報告書なんですけども、この住宅性能の考え方、戸建てタイプ、長屋タイプの住宅ということで出されていました。その中に音環境という部分が表になってございます。この中に壁や、床や壁を音が伝わりにくい厚さや材料にしたり、窓やドアから音が漏れないようにする対策をします。木造鉄骨づくり等級1、計画書案、等級1になってないじゃないですか。4にも、3にもなってない。3、2、1、特級、こういう建築学会が出している数値があって、そのレベルで私は言ったんですよ。私は、これは余り問題大きくしたくないので佐々木副町長には、今のうちにボードを張っておきなさい、それで済むことだからと言ったんですけども、もう私はもう許しませんよ。なぜかという、ここに住んでいる方が精神的にまいってしまって、今入院したんですよ。その相談を受けたんですよ。どういうこと。新しい住宅で。だからURに対してここ言ったらば、坪当たり100万ぐらいのお金、足りなくないぐらいのお金を払っているでしょう。欠陥住宅じゃないですか。直させたらいいんじゃないですか。

○議長（阿部六平君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） どうも阿部議員のおっしゃっている、その資料というのがちょっと違っていて、違うっていうか全然違うようでして、阿部議員は建築学会のものを言っているようなんですけども、私が言っているのは建築基準法の中に定められたものを言っています。その中でいう1級というのはこの基準でございまして。木造の。この1級の基準が今言ったとおり周波数ごとに25デシベル、40デシベル、50デシベルでございまして。先ほど逆に阿部議員は3級から3、2、1、特級と上がっているって言いましたけども、建築基準法では1級が一番下のレベルで、1級から1、2、3、4というふうにレベルは上がってございまして。

したがって、見ているものが全然違うので話している内容が全然ちぐはぐですけども、問題は建築基準法に基づく、法に基づく住宅性能は満足しているということでございまして。

○議長（阿部六平君） 阿部俊作君。

○5番（阿部俊作君） 建築基準法の書いてあるのはランクであって級じゃないですよ。



それから、復興局長出された、建築基準法どばっと出されたけども、どこにも書いてないんですよ。もう一回その資料出してください。

それとですね、今そういう聞こえるって、きちんと住んでいる住民が言って病院に入るような状況なので、それを直さないという自体が町長、憲法13条個人の尊厳とかプライバシーの権利というのがありますけども、このトイレの音が聞こえる、隣のトイレの音が聞こえるという中でプライバシーの権利が守られていると思いますか。

○議長（阿部六平君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） じゃ、その全てに入っている住民の方々が全て精神的なものとかそういった苦痛を訴えているかといったら、そういうことはございません。これは一部の部分であるというふうに私は認識、ただ、今言われているところの状況は把握していますので、この中で今後の騒音問題に対して、どのような対応が可能かということですけども、問題はハードの問題でなくて使い方の問題で、ただ現実問題としてそういう方がいらっしゃいますので、それに対してどういう対応ができるかということは、今検討してるところでございます。

○議長（阿部六平君） 阿部俊作君。

○5番（阿部俊作君） まず現実的にそういう人がいるというのは確認して問題があるってあなた答えたんじゃないですか、この中に。しかし、このことにより問題が解決したわけではありません。ただ我慢せえ、我慢せえでは問題解決しないってあなた言ってるじゃないですか。先に言ったこと後に言ったこと、ちょっと矛盾していません。

それはいいです。もうやり合っても資料が違う、じゃその資料出してください。後で。どういう資料だか。それを見て、最初から言ったでしょう。私はこういうので見て、俺はこう思ってやってんだけど、出されたのが全然納得、資料、数字も何も出てこないんですよ。だから何で何でって言ってんですよ。だから俺はこっちのいろいろ調べた建築学会から建築基準法含めて、その基準でお話しているわけです。

それからね、現実的に当然プライバシーが守られてないような建物、俺はやっぱり直すべきだと思います。

次に移ります。火葬場について、先月私の無二の親友が亡くなりまして、それで火葬場に行きまして骨を拾いました。そして私は最後のほうに行って骨を拾ったんですけども、その骨を見て、えっ、何だおまえ、まだ成仏してねのがって、そう思ったんですよ。骨、カルシウム、これ焼くと白くなるんですけども、白じゃないんです。これは火葬場、

かなり古くなって悪くなったなど。それでこの一般質問に取り上げたわけです。取り上げましたらば、何か火葬場が新しくなるということで入札が行われた話を聞きましたけども、その入札についてお尋ねします。

○議長（阿部六平君） 財政課長。

○財政課長（岡本克美君） 申しわけございません。ただいま詳しい資料持ち合わせておりませんが、昨年度の予算で概要だけお答えします。地質調査と用地測量の業務委託を実施いたしました。

○議長（阿部六平君） 阿部俊作君。

○5番（阿部俊作君） それはよろしいこととあります。早く建てればいいと思いますけども、実は私この火葬場の一件を取り上げてからの葬儀屋さんから始まり、ひそひそ話が聞こえてきましたんですよ。何だっと思って、それでまたさらに質問内容を変えました。入札がないということなんですけども、聞いたところによると宮本工業所という、その社員が来て火葬場を運営しているという、そういう話もありましたが、それは事実ですか。

○議長（阿部六平君） 財政課長。

○財政課長（岡本克美君） 管理運営の件です。済みません。整備のご質問なさっていますので、管理運営というふうにご質問していただければ……（「はい、わかりました。言い直します」の声あり）お答えいたします。

宮本工業は、確かに4月の前半のほう、業務委託をさせておりました。この経過に関しましては、ただいま詳しい資料をお持ちしておりませんが、私は契約担当課の者としてお答えいたします。課長も部長もかわっていますので。

当時、昨年、損害賠償等の件もございましたので、それから今後です、新しい斎場整備の業務委託も踏まえて、ことしの業務委託に関しましては仕様書を変更いたしました。それで町内の業者に管理運営の見積もりを徴取いたしました。ところが、町内の委託先からは辞退の申し出がございましたので、急遽です、斎場の維持管理につきまして当該の引き受け先を、委託先を探しました。そして、今はですね、宮古のリアス環境のほうに業務委託を1年間させております。

○議長（阿部六平君） 阿部俊作君。

○5番（阿部俊作君） 業務委託提携ということで、それは宮本工業のそういう面です。いろいろコンピューター使った新しいということなんですけども、まだできてないんでしょう。

それと、今言われたのに、答弁書の中でこれからその計画をつくるということじゃないんですか。つまり、斎場基本計画策定の着手に業務しておりますメンバー11名、これから斎場整備基本計画をまとめていくというのに、もう宮本工業が入っているわけなんですか。

○議長（阿部六平君） 財政課長。

○財政課長（岡本克美君） 入っておりません。入っておりません。それは炉の委託をですね、炉のメーカーであるから要は火葬ができるということで業務委託させたのであって、今後の業務委託とか建設には全く関係ございません。

○議長（阿部六平君） 阿部俊作君。

○5番（阿部俊作君） 実はですね、先におりましたそこの管理というか職員、斎場の職員は私も知っている方で、何とか連絡をとりたいたと思いましたが、なかなか連絡がとれなくて、よくよく話を聞けなかったんですけども、3月27日に急遽、解雇みたいに言われまして、4月1日に新しい職員が来るから、その使い方をやりなさいと言いました。斎場に関しては資格、そういうものはないんですけども、副葬品によって爆発とか遺体が飛び出したっていう事故があるので、それによって研修とかそういうのを行っております。この前の方は、ほかの市町村は公費で研修を受けているのに自分の資格だからって自費を使って行ったそうなんです。それで3月27日解雇言われて、普通ブラック企業でもこんなことすんのかな。あれでしょ、1カ月前ぐらいにこういうことがありますよってしゃべって心の準備をさせるとか、いきなりだったらば、もう一カ月分を余計給料払って退職させると、そういうことだと思いますが、どうですか。

○議長（阿部六平君） 財政課長。

○財政課長（岡本克美君） 当時のちょっと詳しい資料お持ちしていませんので、少し記憶でお話いたしますが、まあ町内の業者にその方の勤めてる委託先に、委託先というか、どこにも見積もりを取っております。それで確かにですね、当時の記憶からいたしますと、見積もり徴収が確かに3月の中旬くらいからになってしまったことに関しては、業務委託の、ただですね、通常契約においては3月31までというふうになっておりますのが、そちらに関しましては委託先も承知しているというふうに思っております。

○議長（阿部六平君） 阿部俊作君。

○5番（阿部俊作君） まず、斎場というのはずっと誰でもやれる仕事ではないんです。この管理職というのは。遺体に対する遺族に対するその思い、その焼き方、遺体の、今

回私の同級生見たときは、もう愕然としました。何だこれ。何ですか、その宮古というのは。町長は町内雇用、町内の雇用を大きくするとか、そういうふうに言っているんじゃないですか。この職員は何のわけもわかんないまま退職にさせられたと、これはどういうことなんですか。

○議長（阿部六平君） 財政課長。

○財政課長（岡本克美君） 当初ですね、今回宮古のリアス環境になったのは、どこも、どこもというか、町内の業者を当たりました。当たりましたというか、引き受けをお願いいたしましたが、そういったノウハウもないということでございまして引き受けを、見積もり徴取を断られました。

私どもといたしましては、今回の件を受けまして、平成30年度が斎場の稼働でございますので、それまでに町内の人材と、それから町内企業での引き受け先を育成したいというふうに思っております。

○議長（阿部六平君） 阿部俊作君。

○5番（阿部俊作君） あのね、町内の業者って、町内の方が斎場やってで、何でやめなければならないのかって言ったんですよ。技術的に問題があったんですか。契約だからって、それだけじゃないでしょう。

○議長（阿部六平君） 財政課長。

○財政課長（岡本克美君） 仕様ですね……（「冷静にしゃべろ」の声あり）仕様の問題もございまして、例えばその委託先にですね、代替要員等が準備できますかというような仕様条件があったわけです。そして、その人個人ではなくて引き受け先の業者として、それは引き受けることができないというふうな回答でございます。その人個人ではございません。その引き受け先の業者でございます。

○議長（阿部六平君） 阿部俊作君。

○5番（阿部俊作君） その業者はどこです。

○議長（阿部六平君） 財政課長。

○財政課長（岡本克美君） シルバー人材センターでございます。

○議長（阿部六平君） 阿部俊作君。

○5番（阿部俊作君） シルバー人材センターは、入札とかそういうふうに事業としてやってるわけですか。

○議長（阿部六平君） 財政課長。

○財政課長（岡本克美君） はい。

○議長（阿部六平君） 阿部俊作君。

○5番（阿部俊作君） シルバー人材センターでお聞きしましたらば、その本人に対してわからないと。どうしてやめさせるか、言う必要がないと。こんな退職の仕方ありますか。ちょっと調べてみてください。そのシルバー人材センター。なぜそういうふうになったのか。技術的に今までやってきて、私見てました。その扱い、遺体の扱い、それから炉のやり方、その方の前まではすごい黒煙上がってたんですね。もくもくと。それからしばらく最近はそんな、火葬場でそんな黒煙は上がってませんよ。私も知ってるからね、燃料が燃える空燃比っていうのがありまして、それをきちんとやってやってるし、それから遺体がきれいに骨壺に納まるように、そういう技術でずっと続けてきてる、その人が何で今ここでやめなきゃなんないの。それ、おかしくないですか。いろんな入札どうのこうのっていったって。私はそれを言ってんですよ。実際次の人が大したいい火葬やっていただければ、私も、ああそうか、もうかわったんだなと思うんですけど、何で今度来たの生焼けで、遺族に対してどう言うんですか。ちゃんと遺族のもとに、骨壺に全部入ってないですよ。その裏にね、納骨堂があるそうなんですよね。遺族にきちんとそういうことを言ったのかどうかは知りませんが、今までの納骨堂の場合は灰とか骨壺とかそういうのを見ながら余ったのを掃いてそっちに、だから遺体そのものは大事に扱ってきたんですよ。物じゃないんですよ。人間として。そして遺族の気持ちを思って。だから何で今そういう技術がだめでね、だめでかわるんならいいですよ。そして本人へちょっと聞きましたらば、次の火葬場ができるまで何とか頑張りたい、そういうお話をしてる。なのに出てきた遺体、火葬が生焼けで成仏してない。大槌町の雇用、大槌町の方が今まで職員でやってきたんでしょう。違いますか。何でほかの人が入ってくるの。やりたいって言うてるのに。どうですか。

○議長（阿部六平君） 財政課長。

○財政課長（岡本克美君） 私ども最後の最後まで実は町内で請け負えるように調整はしてまいりました。はなから外部にですね、委託しようという考えはございませんでした。ですが、先ほどから申しているような結果になりまして外部、外部っていうか、町外の業者に委託せざるを得ない状況になった。

それから、先ほど議員がおっしゃられていましたシルバーのほうには、どのような回答をしたのか、後で少しちょっと聞いてみます。

○議長（阿部六平君） 阿部俊作君。

○5番（阿部俊作君） あのね、使われている人はやめろって言われて、じゃほかめぐつてきてだめだから、またやってくださいったら、やる気ないでしょう。違いますか。どうです。あなたは。

○議長（阿部六平君） 財政課長。

○財政課長（岡本克美君） 個人のことを申しているのか、委託先との関係、私どもは委託先とのですね、関係を申しております。それで、まず今後、先ほど申しましたとおり、私どもとしてもできる限り町内と、町内の業者とは契約したいと思っております。

○議長（阿部六平君） 阿部俊作君。

○5番（阿部俊作君） 言いましたのに断ったのは、私たちはそういう入札に入るような、シルバー人材センターはそういう業者ではない、そういうことだったのです。それで今までこういう町民のそういう技術を持った人がそういう火葬に携わってきたんですよ。だから入札とかどうのこうのって、まだ先のことでもいいんでしょう。火葬場がちゃんと新しくできた時点で、それなりの新しい機械、新しいものを見ながら、それに対する人たち。

それから、当然遺体を扱うというのは、やっぱり人間性、倫理、これが大事なことです。生焼けで見えないで遺族に隠して裏さ行くなんて、俺はそう感じたのでね、何じゃこりゃと。

○議長（阿部六平君） 総務部長。

○総務部長（澤館和彦君） 何か話がちょっといろいろ錯綜しているみたいなところがあります。確かに個人的に例えばその方にやめてくださいとかいう話をしたわけではなくて、やってほしいから請け負っている団体に見積もりをお願いしたと、ただそちらのほうから断られたという状況がありますので、そこら辺の話はどうなっているかというのは先ほど財政課長が言ったように確認しなきゃわからないというところがありますので、そこは確認させていただきたいと思います。

ただ、シルバー人材センターが請け負いきないかって、そういう話ではなくて、条例とか法令的にもこれは当然請け負いきる団体ということになっています。随契なんかもできる団体ということになっておりますので、そういった話は一切ないというふうに思います。だから、そこら辺の個人と請け負い先の関係とか、そこら辺も含めて確認しなきゃならないということでもあります。

それから、あとそのほかにですね、あとこれから先の入札とかそういった部分とは全く関係なくて、これは今の現状の請け負いの関係ですので……。

○議長（阿部六平君） 阿部俊作君の質問を終結いたします。

午後 1 時 10 分まで休憩いたします。

休 憩

午後 0 時 1 1 分

○

再 開

午後 1 時 1 0 分

○議長（阿部六平君） 再開いたします。

岩崎松生君。

○11番（岩崎松生君） 先ほどの阿部俊作さんの一般質問の中で、少し気になる発言がありましたので議会運営委員会を開催させてもらいたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（阿部六平君） 暫時休憩いたします。

休 憩

午後 1 時 1 1 分

○

再 開

午後 1 時 2 1 分

○議長（阿部六平君） 再開します。

阿部俊作君。

○5番（阿部俊作君） 先ほどの私の一般質問の中で、火葬場の件でちょっと皆様に誤解を与えるような文言がありましたので、訂正・削除をお願いしたいと思います。

○議長（阿部六平君） ただいまの阿部俊作君の先ほどの一般質問の部分で削除することに決定いたしました。よろしいですか。（「はい」の声あり）

○

日程第 2 承認第 1 号 大槌町町税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告に関し承認を求めることについて

○議長（阿部六平君） 日程第 4、承認第 1 号大槌町町税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告に関し承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長（澤舘和彦君） 承認第 1 号、大槌町町税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告に関し承認を求めることについて説明いたします。

専決処分書をお願いいたします。

今回の条例の一部改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律等が平成27年3月31日にそれぞれ公布され、原則として4月1日から施行されることに伴い、3月31日付で大槌町町税条例の一部を改正する条例の専決処分を行ったものであります。

新旧対照表をお開き願います。

第32条については、町民税均等割の適用区分である資本金等の額に係る規定の改正であります。

2ページをお願いいたします。

第49条及び第51条については、法人税法改正に伴う所要の規定を整備するものであります。

3ページの第57条及び4ページの第59条については、法律の条文のずれに伴う規定の整備であります。

第138条については、国民健康保険税の課税限度額について、基礎課税分を51万円から52万円に、後期高齢者支援金等分を16万円から17万円に、介護納付金分を14万円から16万円に、それぞれ引き上げる改正であります。

5ページをお願いいたします。

145条については、国民健康保険税の減額に係る軽減判定所得を引き上げ、低所得世帯に対する軽減措置の拡充を図るものであります。

5ページ下段から15ページにかけては附則の改正であります。

附則第7条の3の2については、個人住民税における住宅借入金等特別税額補助の期間を延長するものであります。

附則第9条については、個人住民税におけるふるさと納税の申告特例についての規定であります。

附則第10条の2については、地域決定型地方税制特例措置の対象となる施設に対し、固定資産税を軽減する特例措置の規定であります。

附則第11条及び第11条の2については、土地に関する固定資産税の負担調整措置を3年間延長するものであります。

附則第12条及び第13条については、宅地等及び農地に関する固定資産税の課税の特例措置を3年間延長するものであります。

附則第15条については、特別土地保有税の課税の特例措置を3年間延長するものであります。



附則第16条については、軽自動車の燃費性能に応じたグリーン化特例の軽減課税措置の規定であります。

平成26年改正条例附則については、原動機付自転車等の新税率について適用時期を1年間延長するものであります。

平成25年改正条例附則については、国民健康保険税の課税の特例を改める部分についての施行期日の改正であります。

15ページをお願いいたします。

附則については、第1条は施行期日、第2条から第5条はそれぞれ町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税に関する経過措置の規定であります。

以上、専決処分の報告についてご承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）よろしいですか。（「はい」の声あり）質疑を終結いたします。

以上で、承認第1号を終わります。

○

日程第3 報告第4号 工事請負変更契約の締結の専決処分の報告について

○議長（阿部六平君） 日程第3、報告第4号工事請負変更契約の締結の専決処分の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興局長。

○復興局長（那須 智君） それでは、専決処分書をお開きください。

1、契約の目的、栄町仮設グラウンド整備工事。

2、契約の相手方、岩手県上閉伊郡大槌町字下野216番地・松村建設株式会社代表取締役 天満昭広です。

今回報告する内容は契約金額の変更でございます。変更前の契約金額1億5,957万2,160円を50万7,600円増額して1億6,007万9,760円に変更するものであります。

参考資料をごらんください。

変更理由は、グラウンド外周のり面について、当初設定ではグラウンドと同じ真砂土によるのり面整形としていましたが、雨水による浸食が懸念されたことから土砂によるのり面整形に変更したと仮設トイレを設置する箇所に手洗い場を設けるため給水栓を追加したこと、グラウンド利用上の注意を促す看板を追加し、既設マンホールのかさ上げが必要となったことから追加変更したものであります。

変更概要は土工一式、真砂土舗装工約280平米減じたほか、水栓設置の増、スクラップ処分の増、看板施設の増及びマンホールのかさ上げ2カ所でございます。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。野崎重太君。

○12番（野崎重太君） この変更のことはしようがないといえばしようがないんですけども、何かうわさによると楽天のほうから芝生云々かんぬんっていうお話をよくどっからか聞こえてきますけども、その辺の真実味がどの辺なのか、その辺のところをお伺いしておきます。

○議長（阿部六平君） 教育部長。

○教育部長（阿部幸一郎君） 議員おっしゃるとおり、楽天のほうで「Tohoku Smile Project」ということで人工芝の資金について今公募しているというところで、それが決定次第人工芝の造成を行うということの提案が来てございます。今のところ、まだきちんとしたものについては、後日、また検討なるんですが、2万平米のうちの1万1,930平米を人工芝化したいということで、できればオフシーズン、12月以降に造成をしたいという提案が来てございます。

○議長（阿部六平君） 小松則明君。

○7番（小松則明君） 私も、この変更については異議がありませんけども、まずこの前消防演習に当たり入り口というものを確認しておりました。まあ車両が入るものではないんですけども、入り口の幅、例えば大々的にやるものに対してはいろんな、搬入とかいろんなものがあるんですけども、入り口が狭いんじゃないかと、そういうことを、この前感じ取りました。その部分に対しては、今後の運営についての考え方、もろもろの考え方についてのところでフェンスを切って新しい入り口をつくるかというものは可能なのか可能でないのか、その部分に対して、まずお聞きします。

○議長（阿部六平君） 都市整備課長。

○都市整備課長（青木利博君） 入り口というのはグラウンドへの入り口ということでよろしいのでしょうか。はい。それについては、また今後どういう形で利用するかということのご要望なりいろいろ話を聞かせていただいて、またそれについては変更は可能だというふうに思っております。

○議長（阿部六平君） 小松則明君。

○7番（小松則明君） はい、ありがとうございます。可能だということを、今ここに

る議員の皆様も聞いたと思っております。

それと、現在、スポーツ少年団とか野球の方々、いろんな部分でのグラウンドを使わせていただいております。その中で、直接そこに入ってくる道路に関して一部狭すぎると何回か、今の仮設道路であります、その部分から入るにおいて運転の未熟ということもありますけども、かなり車をすったという話を聞いております。そこについてのこれからの、まあ用地に絡む問題ではございますが、改善の余地があるのか、全部それは復興が終わってからの話に持ち越すのか、その部分に対してはいかがなものでしょうか。

○議長（阿部六平君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 仮設の道路ということになるかと思えますけども、それは今グラウンドに行くので、それなりの仮設の道路になりますけども、用地的なものとか問題なければそれなりの対処はしたいというふうに考えてございます。

○議長（阿部六平君） 都市整備課長。

○都市整備課長（青木利博君） 今の仮設道路から入ってくるところだというふうに思っておりますけど、ちょっとそこはですね、その両サイドはちょっとまだ用地が買えておりませんので、ちょっと今のところ拡幅というのは非常に難しい。用地を今買うことで進めておりますので、用地が買えれば少し広げることが可能かというふうに思っておりますので、ちょっとその辺は、今後できるだけ早くそういう対応をしていきたいというふうには思っておりますので。

○議長（阿部六平君） 小松則明君。

○7番（小松則明君） 今の言葉を聞きまして、まず復興というものはまだまだ時間がかかる。あそこの部分に対しても、これから多くの方々がスポーツというものに対してかなり人数が入ってきますということで、今おっしゃられた、それを購入というものの曉には拡幅というものを考えて、使いやすい道路、少しでも、何ていうかな、町民にやさしい道路というか、そういう部分に対して今の発言を聞きまして、まず安心しました。どうぞ早くなるように、ご期待申し上げます。

○議長（阿部六平君） 芳賀 潤君。

○2番（芳賀 潤君） 若干入り口のフェンスのことについて関連しますけども、消防団として消防車両が入れなかったら消防車の訓練ができなかったという説明を受けてました。あの幅で救急車はそこに入れますか。

○議長（阿部六平君） 都市整備課長。

○都市整備課長（青木利博君） 出入り口が、一応3メートルほど確保していると思うんですけども、ちょっと細かい入り口の寸法については、ちょっと確認しておりませんので、済みません。ちょっと今、申しわけございません。

○議長（阿部六平君） 芳賀 潤君。

○2番（芳賀 潤君） 消防車両が入れないから操法できなかったんだという説明を受けていたんですが、救急車両が入れないとこれ問題なんですよ。グラウンドでいろんな競技あります。私も行って見て初めてわかったけど、本当に広いわけだから、あれで私、消防で訓練しているとき、ちょっとサッカーもやっていた、野球もやっていたということになると、あそこで何かしらの事故があったときに、あれを人力で運んでくるというのは、もう現実的ではないわけだから、せめて救急車両が、まあ入るか入らないか確認を、すぐしてほしいんですが、もし入らないのであれば早急にフェンス1つ分、半間分広げて救急車両は、もう入れるような態勢をとっていただきたいと思います。よろしく願いします。

○議長（阿部六平君） 要望ですね。（「はい」「進行」の声あり）

進行します。質疑を終結いたします。

以上で、報告第4号を終わります。

○

日程第4 報告第5号 工事請負変更契約の締結の専決処分の報告について

○議長（阿部六平君） 日程第4、報告第5号工事請負変更契約の締結の専決処分の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興局長。

○復興局長（那須 智君） それでは、専決処分書をお開きください。

1、契約の目的、町道中村線（山岸橋外2橋）橋梁補修工事。

2、契約の相手方、岩手県花巻市東和町安俵2区11番地・株式会社大久保建設代表取締役 大久保憲一です。

今回報告する内容は契約金額の変更でございます。変更前の契約金額8,964万円を159万5,160円増額して9,123万5,260円に変更するものであります。

次に、参考資料をお開きください。

変更理由は、当初契約において平成26年11月の単価を適用しておりましたが、契約締

結後に請負業者から単価適用年月変更請求書が提出されたことから、特記仕様書に基づき平成27年4月の単価を適用したことにより増額分を変更するものでございます。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

以上で、報告第5号を終わります。

---

日程第5 報告第6号 「大槌町教育大綱」策定に係る報告について

○議長（阿部六平君） 日程第5、報告第6号「大槌町教育大綱」策定に係る報告についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。教育部長。

○教育部長（阿部幸一郎君） 報告第6号「大槌町教育大綱」の策定につきまして、行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例第3条2項の規定により、これを報告するものでございます。

教育大綱につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い全自治体が策定するもので、大槌町の場合には平成26年3月に作成しております大槌町東日本大震災津波復興計画（基本計画）の教育文化基盤の基本方針等をもとに新たな重点施策も加えて作成しております。

添付してございます大槌町教育大綱1ページをごらんください。

基本戦略としましては、1ページ中段の①教育環境の再生・強化と「ふるさと教育」「防災教育」の展開など4項目。重点施策といたしましては、①小中一貫教育校の推進など1ページ下段から3ページまで9項目を掲げております。

なお、この大槌町教育大綱につきましては、去る4月23日開催の第1回大槌町総合教育会議において承認されたものでございます。

以上、報告といたします。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

以上で、報告第6号を終わります。

---

日程第6 報告第7号 繰越明許費繰越計算書について

○議長（阿部六平君） 日程第6、報告第7号繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長（澤館和彦君） 報告第7号繰越明許費繰越計算書について説明いたします。

平成26年度大槌町一般会計繰越明許費繰越計算書をお開きください。

平成26年度で議決を得た繰越明許費のうち、補助金交付金の決定時期等により事業や工期が翌年に及ぶもの38件、総額86億3,616万円を平成27年度に繰り越すものであります。

款、項、事業名、翌年度繰越額の順に読み上げ、款項が同じもの、また翌年度繰越額のないものにつきましては省略いたします。

2款総務費7項地方創生費、地方創生事業5,805万円、地方消費喚起・生活支援事業4,476万円。

4款衛生費1項保健衛生費、斎場整備事業3,213万2,000円。

8款土木費2項道路橋梁費、社会資本整備総合交付金事業（防災・安全）9,400万円。枉内地区雨水排水路整備事業2,130万7,000円。道路改良事業1,500万円。小鏈線道路改良事業5,950万円。社会資本整備総合交付金事業（復興枠）6,100万円。

3項河川費、生井沢川護岸改修工事120万円。

9款消防費1項消防費、防災行政無線戸別受信機整備事業1,000万円。

11款災害復旧費3項文教施設災害復旧費（仮称）おおつち学園小中一貫教育校建設事業1億7,525万4,000円。

15款復興費1項復興総務費、情報通信基盤災害復旧事業8,133万6,000円。下水道事業特別会計繰出金2,250万2,000円。

2項復興推進費、沢山地区幹線道路整備事業7,761万1,000円。都市計画関連デジタルデータ整備事業1,514万2,000円。

3項復興政策費、震災・復興記録等収集事業650万円。大槌町東日本大震災津波記録誌編纂事業1,250万円。大槌町中心市街地再生コーディネート事業1,205万5,000円。

次のページをお開きください。生きた証プロジェクト事業450万円。

4項農林水産業費、沿岸営農拠点センター整備事業2億232万1,000円。水産業共同利用施設復興整備事業（民間公募タイプ）33億2,338万9,000円。水産業共同利用施設復興整備事業（市町村設置タイプ）5億1,232万7,000円。東日本大震災に係る水産業復旧支援事業1,875万8,000円。

7項復興都市計画費、防災集団移転促進事業1億6,112万1,000円、漁業集落防災機能強化事業3,664万円、公共公益施設整備調査事業2,500万円、復興地域づくり加速化事業

5,600万円。

8 項復興用地建築費、防災集団移転促進事業 4 億340万4,000円、都市再生区画整理事業 1 億8,789万1,000円、漁業集落防災機能強化事業 1 億370万2,000円、都市計画道路町方大ケ口線整備事業567万5,000円、(仮称)大ケ口大橋整備事業2,839万1,000円、災害公営住宅整備事業26億800万円、防災集団移転促進事業(効果促進) 2,299万5,000円。

9 項復興防災費、赤町地区町民水泳プール解体事業2,836万2,000円。

次のページをお開きください。

防災行政無線戸別受信機整備事業9,500万円、桜木町避難路等整備事業1,036万1,000円。

12項復興支援費、大槌町納骨・慰霊の場建設事業247万4,000円。

以上、ご報告申し上げます。

○議長(阿部六平君) 質疑に入ります。小松則明君。

○7番(小松則明君) この繰り越しに関しては、異議はありません。ただ、この間の消防とかそういう防災に関する部分で、いくなれば服、作業着というか、消防演習でも着ているんですけども、あれは1人1着しかないんですよ。そういう部分で今後災害、いろんなものに対する作業着という話になるんですけども、それが例えば山火事、いろんなものに対して何日か続くという場合に、1着でいいのかという話が今消防団の中でも出ております。そこの中で、せめて2着あれば長期にわたる部分に対しても、それこそ消防団員のそれこそ着るものに対する清潔感とか、そういうものも大事じゃないかなという思いもしておりますが、そういう部分に対する予算というものはどうなんでしょう。取れるか取れないかという話が持ち上がっているんですけども、いかがなものでしょうか。

○議長(阿部六平君) 総務部長。

○総務部長(澤館和彦君) 今ちょっと聞いた話なものですから、ただ確かに気持ちはわからなくもないんですよ。1着しかない、それずっと着てなきゃいけないという部分もあって汚れた、いろいろなこともあるわけですから、そこら辺は消防のほうと協議したいと思えます。

○議長(阿部六平君) 阿部義正君。

○13番(阿部義正君) 今回繰越明許費として86億、そして当初予算として506億ですか、600億近い予算になるわけですが、この予算を執行するに当たって町長にお伺いしますが、人手不足とかいろいろ復興を阻害するとか、事業の進捗を阻害する要因があると思います

が、その辺は町長、再度どのように分析した形の中で事業執行していきたいか、その辺をお伺いします。

○議長（阿部六平君） 町長。

○町長（碓川 豊君） 繰り越し明許、大変巨額にわたっているわけですが、この要因といたしましては、やはり業者のいわば被災3県にわたっているという状況、あるいは職員の確保にもあろうかというふうに思っております。そして、やはり土地の確保についても抵当権あるいは土地収用的な要因もあったということから、若干このような額になっているという状況であります。

○議長（阿部六平君） ほかにありませんか。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

以上で、報告第7号を終わります。

○

日程第7 報告第8号 繰越明許費繰越計算書について

○議長（阿部六平君） 日程第7、報告第8号繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興局長。

○復興局長（那須 智君） それでは、平成26年度大槌町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書をお開きください。

6 款復興費、1 項下水道整備費、大槌町公共下水道根幹的整備事業1億5,600万円、翌年度繰越額は同額でございます。

沢山地区外雨水排水路詳細設計業務委託料3,960万6,000円、翌年度繰越額は同額でございます。

以上、平成26年度で議決を得た下水道事業特別会計繰越明許費のうち、事業や工期は翌年に及ぶこと等により2件で総額1億9,560万6,000円を平成27年度へ繰り越すものがあります。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

以上で、報告第8号を終わります。

○

日程第8 報告第9号 事故繰越し繰越計算書について

○議長（阿部六平君） 日程第8、報告第9号事故繰越し繰越計算書についてを議題とい



たします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長（澤館和彦君） 報告第9号事故繰越し繰越計算書について説明いたします。

平成26年度大槌町一般会計事故繰越し繰越計算書をお開きください。

15款復興費、4項復興農林水産業費、水産業共同利用施設復興整備事業（民間公募タイプ）、支出負担行為額8億6,878万3,000円、翌年度繰越額8億3,363万9,000円、資材高騰及び入札不調等により補助事業の完了に時間を要するためであります。

15款復興費、4項復興農林水産業費、東日本大震災に係る水産業復旧支援事業、支出負担行為額1億6,078万2,000円、翌年度繰越額3,152万9,000円、県有地のかさ上げ工事に伴い事業着手に時間を要するためであります。

15款復興費、5項復興商工費、観光資源発掘・PR事業、支出負担行為額550万円、翌年度繰越額300万円、国立公園内の使用許可に時間を要したためであります。

15款復興費、8項復興用地建築費、防災集団移転促進事業、支出負担行為額7億8,331万1,000円、翌年度繰越額4,676万6,000円。移転先団地整備工事及び補償物件等の完了に時間を要するためであります。

15款復興費、9項復興防災費、大槌町津波避難計画策定調査事業、支出負担行為額1,826万3,000円、翌年度繰越額1,826万3,000円、各地区との計画協議に時間を要するためであります。

以上、5件9億3,319万7,000円を平成27年度に事故繰越しで繰り越すことを報告いたします。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。東梅 守君。

○3番（東梅 守君） ここで質問をさせていただきます。

先日ですね、この15番になるのかな、復興費の中でこの県有地のかさ上げ工事が完了しておらずという部分なんですけど、実は県の工事になるんだろうと思うんですが、漁港整備ですね、先日も県議会のほうでは漁港整備に関しては全体として進捗状況が早いという話があったみたいですけど、大槌町も早くから漁港の整備に関しては着手していただいて、もう終わったか、もうすぐ終わりかというふうな状況なんですけど、実は先日私も朝散歩しておるもんですから、漁港のほうへ行きました。そしたら防波堤がですね、もう既にずれているんですね。自分がつまづいたことで気づいたんです。ずれがあることに。あれっと思って、一応全体を見てまわったところ、もう既に口があいて手が

入るような場所もあるという、そういう状況。それから、小枕のほうにいたっては、ひびが入っている場所が約20カ所近くあると。そこに工事業者だと思んですが、マスキングテープを張って隠しているような状況、このことを当局のほうは把握しているのかどうか、その辺をお尋ねします。答えられないのであれば……。

○議長（阿部六平君） 東梅 守君。

○3番（東梅 守君） この漁港に関しては、漁業者が使う場所ですので、担当課とすれば産業振興の部分になるんじゃないですか。どうですか。

○議長（阿部六平君） 産業振興部長。

○産業振興部長（藤枝 修君） ただいま東梅 守議員からご指摘のあった具体的な箇所については、まだ確認しておりませんので、今後担当の者を派遣して確認したいと思えます。

○議長（阿部六平君） 東梅 守君。

○3番（東梅 守君） ぜひこの工事のたとえ県の工事であれ国の工事であれ町内で行われるものは町民が使う場所、安心安全のためにつくられるものですから、やっぱり終わったら自分たちも足を運んで確認をするということは大事なことだと思います。ぜひ確認をしていただきたいと思えます。

幸いなことに蓬莱島に渡る部分にはずれもそれから口があいているところもありませんでした。ぜひ後で、私のほうの写真撮ったやつもありますので、お見せしますので、場所もお教えしますので、確認のほうお願いして、もし県のほうに連絡をして補修できるものは補修してもらわないと安全にかかわる部分だと思いますので、ぜひその辺をお願いしたいことと、もう一点、実はかさ上げた部分の、まあどっから土砂が運ばれたかわからないんですが、鉄筋やいろんなごみがまじっていると。その足元からだけ拾っただけでも鉄筋だけで10数本拾って1カ所に集めておきました。そういう状況のものが敷かれているという状況です。やっぱりこういうことは全体的にあってはならないことなんだろうから、ぜひ担当、それぞれの担当課はチェックのほうお願いしたいと思えます。以上です。

○議長（阿部六平君） 小松則明君。

○7番（小松則明君） 私は、この復興費の中の大槌町の津波の避難計画策定という部分についてのお話をちょこっとさせていただきたいと思っております。

この予算の中で繰り越しということになってるんですけども、本年度の予算の中で、中で各地区から避難路のあれが、何ですか、ここにつけてほしいとかいろんな部分が出て

おりますけども、本年度中にその確実性というか、その避難路の位置指定というものはなるという方向づけでよろしいでしょうか。

○議長（阿部六平君） 総務部長。

○総務部長（澤舘和彦君） この計画に関しては、昨年度内ということだったんですが、地区関係とまだ協議が必要だという部分で繰り越しになってるという状況はあります。その計画というか、いろいろ地区のワークショップとかいろいろな部分で避難路が欲しい、ここら辺がどうのという話が出てきてました。そういった部分も、それで見ると90何カ所だったと思うんですが、それらを整理しなきゃないという状況にあります。当然既設もあればいろんなところもありますし、新設が必要であれば用地の関係も出てくるということになりますので、そこら辺を今年度整理したいなということになってましたので、ある程度の結果が見えれば整理はされるかなというふうには思います。

○議長（阿部六平君） 小松則明君。

○7番（小松則明君） その予算だということになれば、次の予算になれば今度はその避難路の今度は施設整備工事費というものが出てくるということのご確認をいたしますけども、よろしいでしょうか。

○議長（阿部六平君） 総務部長。

○総務部長（澤舘和彦君） 今回繰り越したんですが、11月ぐらいまでには何とかしたいというふうに考えております。

ただ、事業化まで今年度内にいけるかどうかということはあるんですが、ただいずれ計画だけで終わるわけにはいかないんで、いずれやらなきゃない部分については整備を進める。ただ、今年度内までそこまでいくまではちょっと何とかあれなんですけど、いずれ決めた部分については整備としたいというふうには思います。

○議長（阿部六平君） よろしいですか。（「はい」の声あり）質疑を終結いたします。

以上で、報告第9号を終わります。

○

日程第9 報告第10号 事故繰越し繰越計算書について

○議長（阿部六平君） 日程第9、報告第10号事故繰越し繰越計算書についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興局長。

○復興局長（那須 智君） それでは、平成26年度大槌町下水道事業会計事故繰越し繰越

計算書をお開きください。

6 款復興費、1 項下水道整備費、枉内地区雨水排水路整備事業 8 万 6,000 円、翌年度繰越額は同額でございます。

今回の事故繰越しは枉内地区雨水路整備事業において用地買収した土地の所有者移転登記に時間を要したため事故繰越しとなったもの 1 件 8 万 6,000 円を平成 27 年度に繰り越すものであります。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

以上で、報告第 10 号を終わります。

○

日程第 10 議案第 51 号 大槌町特定用途制限地域内における建築物の用途の制限に関する条例について

○議長（阿部六平君） 日程第 10、議案第 51 号大槌町特定用途制限地域内における建築物の用途の制限に関する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興局長。

○復興局長（那須 智君） それでは、条例をお開きください。

第 1 条では条例の目的を規定しております。条例の根拠は建築基準法で第 49 条の 2 の規定に基づき定めるものです。

第 2 条では用語の定義を規定しております。

第 3 条では基準時について規定しております。

第 4 条では適用区域について規定しています。都市計画法第 20 条第 1 項に規定する特定用途地域制限に適用されます。

第 5 条では建築物の用途の制限を規定しております。具体的には別表に記載しております。

第 6 条では条例が施行される前に既にあった建築物について、第 4 条の制限が緩和されます。

第 7 条では用途の変更に対しても第 5 条の規定を準用することを定めております。

第 8 条では適用の特例及び許可の手続について定めております。

第 9 条では特例許可の条件について定めており、第 10 条ではそのことに対する消防長の同意について定めております。

第11条では特例許可を受けるに当たっての手数料を大槌町手数料条例で定めることを規定しています。

第12条では、この条例の施行に関する必要な事項について町長が別に定めることを規定しております。

第13条では罰則規定を規定しております。罰金の額は建築基準法106条に規定した上限50万円以下になります。

第14条では違反行為があった場合実際の行為者とその行為者を雇用する法人又は使用者等の両方に対して罰則を適用する、いわゆる両罰規定を定めています。

最後に附則で、この条例は都市計画法第20条第1項の規定により都市計画決定の告示の日から施行することを規定しております。

以上、ご審議、よろしくお願い申し上げます。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論終結いたします。

議案第51号大槌町特定用途制限地域内における建築物の用途の制限に関する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第11 議案第52号 大槌町乳幼児、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例の一部を改正する条例について

○議長（阿部六平君） 日程第11、議案第52号大槌町乳幼児、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。民生部長。

○民生部長（千田邦博君） 議案第52号大槌町乳幼児、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

今般の改正につきましては、岩手県乳幼児医療費助成事業の対象者が現在の就学前の乳幼児から入院に係る医療費に限り小学校卒業まで拡大になることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

初めに、1ページ目でございます。新旧対照表のほうをごらんいただきたいと思ひます。

「乳幼児」を「子ども」に改め、条例の名称を「大槌町乳幼児、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例」に改めるものでございます。

第2条は本条例における用語の定義を規定しておりますが、第1号の「乳幼児」を「子ども」に改め、子どもの定義を「出生の日から12歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にあるもの」に改めるものでございます。

2ページ目をごらんください。

第5条でございます。給付の額について規定をしておりますが、岩手県の乳幼児助成事業の補助対象経費にあわせて「6歳に達する日以降の最初の4月1日から12歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子どもの医療費について、入院に係る医療費に限る」と定めるものであります。

4ページ目をごらんいただきたいと思ひます。

附則についてでございます。施行期日の平成27年8月1日とするものであり、新旧条例の適用区分を明らかにするため経過措置を定めるものであります。

以上、よろしくご審議ほどお願いいたします。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。東梅康悦君。

○6番（東梅康悦君） この内容自体については賛成ですが、確認ですが、就学前までのものを中学校に上がる前に年齢の引き上げということなんですが、今まではゼロ歳から6歳までは県の医療助成制度があつて、そこで面倒見てもらいました。じゃ、残りの小学校から中学校までというのが町独自のすこやか医療助成制度でカバーしてきておりました。ということは、今回この中学校まで県のほうで面倒見てもらえるのであれば町における受給者の数も結構そちらのほうにシフトすると思うんですけど、そこら辺の人数的な移動というものは、どの程度になるのかということをお尋ねしたいと思ひます。

○議長（阿部六平君） 民生部長。

○民生部長（千田邦博君） 済みません。人数まではちょっと把握しておらないんですが、小学校の入院の給付部分、小学校卒業まで拡大する部分で平成25年度の実績では18万6,368円、5件程度でございます。

○議長（阿部六平君） 東梅康悦君。

○6番（東梅康悦君） はい、わかりました。

そこで、3ページの給付の申請のところになるんですが、これいつもか結構取り上げられるんですけど、岩手県においては、どうしても一旦窓口払いして、後でバックになるよという制度ですよね。償還払い制度なんですね。これって東北であれば岩手県のみ、全国的にも結構な、30数都道府県が実施されているわけですけど、どうもね、どうせやるのであれば現物給付のほうが患者さん、利用者さんにとっても結構いいんでしょうけど、これは岩手県がまだ決まってないので、それは何ともいえないんでしょうけど、そういう見通しはどうなんですかね。これって町独自のすこやか医療助成制度も、この償還払い制度なんですね。だからそこら辺もですね、どのような情報の中で、例えば県の担当者会議等があった場合、そういう話になんないんですかね。そういう声があるってことは、結構請願なんかも出ているんで、結構役人の方々もそこら辺は結構わかっていると思うんですけど、そこら辺の見通しをお願いします。

○議長（阿部六平君） 民生部長。

○民生部長（千田邦博君） 乳幼児、妊産婦、重度心身障害児の医療費助成については、現物給付といいますのが窓口でお金を払わないで済むっていう方法でございます。これにつきましては、来年、28年の8月1日から施行される予定でございます。それにあわせて町のすこやか条例についても、あわせて実施することになるのかなと考えてございます。（「町はね。はい、了解しました」の声あり）

○議長（阿部六平君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論終結いたします。

議案第52号大槌町乳幼児、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第12 議案第53号 大槌町すこやか子育て医療費給付条例の一部を改正する  
条例について

○議長（阿部六平君） 日程第12、議案第53号大槌町すこやか子育て医療費給付条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。民生部長。

○民生部長（千田邦博君） 議案第53号大槌町すこやか子育て医療費給付条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

お手元の議案新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

今般の改正は、岩手県乳幼児医療費助成事業の対象者が現在の就学前の乳幼児から入院に係る医療費に限り小学校卒業まで拡大することに伴い、所要の改正を行うものでございます。

第4条中引用条文の名称を「大槌町子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例」に改めるものでございます。

附則については、施行期日を平成27年8月1日とするものであり、新旧条例の適用区分を明らかにするため経過措置を定めるものであります。

以上、よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論終結いたします。

議案第53号大槌町すこやか子育て医療費給付条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第13 議案第54号 大槌町介護保険条例の一部を改正する条例について

○議長（阿部六平君） 日程第13、議案第54号大槌町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。民生部長。

○民生部長（千田邦博君） 議案第54号でございます。1ページ目の新旧対照表をお開き願います。

第2条保険料率についてでございます。第1号の保険料率を、改正前は「3万3,000円」でございましたが、これを改正後「2万9,700円」に改正するものでございます。

このことにつきましては、3月定例会におきましてお伝えいたしておりました介護保



険施行令の改正に伴い所得が最も低い段階の非課税世帯や生活保護世帯に対しまして公費を投入し、負担割合をさらに引き下げるために改正するものでございます。

以上、よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論終結いたします。

議案第54号大槌町介護保険条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

2時25分まで休憩いたします。

休 憩

午後2時13分

○

再 開

午後2時25分

○議長（阿部六平君） 再開いたします。

先ほどの、承認第1号大槌町町税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告に関し承認を求めることについて質疑まで終結しておりましたが、討論と採決を行います。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論終結いたします。

承認第1号大槌町町税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告に関し承認を求めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり承認されました。

都市整備課長。

○都市整備課長（青木利博君） 済みません。先ほど芳賀議員がご質問ありました栄町のグラウンドのフェンスの入り口なんですけども、幅が2メートルということで、救急車の幅が、もうほぼ2メートルですので入らないということで確認しております。ちょっと今後、ちょっとその出入りについては、今後検討していきたいというふうに思います。

○

日程第14 議案第55号 大槌町手数料条例の一部を改正する条例について

○議長（阿部六平君） 日程第14、議案第55号大槌町手数料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興局長。

○復興局長（那須 智君） それでは、新旧対照表をお開きください。

改正の内容は、別表に大槌町特定用途制限地域の建築物の用途の制限に関する条例第11条の規定に基づく建築の許可の申請手数料を追加するものです。

手数料は1件につき18万円です。

以上、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論終結いたします。

議案第55号大槌町手数料条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第15 議案第56号 大槌町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（阿部六平君） 日程第15、議案第56号大槌町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興局長。

○復興局長（那須 智君） それでは、新旧対照表の2ページ目、2ページ目をお開きください。

別表第1に、2ページ目でございます。別表第1に、今回新たに追加された町方地区地区整備計画、安渡地区地区整備計画、赤浜地区地区整備計画、吉里吉里地区地区整備計画の4つの地区整備計画の区域を追加するものでございます。

同じく別表第2に、今回追加した4地区の制限する建築物を建築物の高さの最高建築物を追加しております。

新旧対照表の最初のページにお戻りください。

本文第4条と第5条の間に、新たに第5条として建築物の高さの最高限度を制限する規定を追加するものです。

詳細については、ちょっと前後して申しわけございませんが、後ろから2ページ目の別表第3をごらんください。今回追加した4地区について、建築物の高さの最高限度を20メートルと規定しております。

また、最初のページにお戻りください。

第5条の次に第6条を追加し、垣又はさくの構造を制限する規定を追加するものです。新旧対照表の最後のページをごらんください。別表第4に、今回追加する4地区の住宅地区において道路、公園、公共空地に面して設けるコンクリートブロック塀の高さを0.6メートル以下に制限するものです。

以下、これまでの第5条から順に第7条からに改正するものです。

以上、ご審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。小松則明君。

○7番（小松則明君） これは全協でもいろいろ話した部分で、末広町地区の部分に対してはちゃんと道路隔てているということになっております。これはこれでいいです。

それと、この本町栄町、本町、城内からこの通り、この通りの山側、山側のところの表側が商業地域、Bですか、そして道路側と山側とそのはざま、ここの部分に対しては土地の区画整理で細長い土地ではなかったのでしょうか。そこの部分の確認お願いいたします。

○議長（阿部六平君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 多分この用途の書き方についてのご質問だと思いますけども、一つはこういった用途っていうのは、確かに筆界でかけたりですね、あるいは今言ったように地形、地物、道路でかけたりしてございます。

ただ、そのいわゆる山側の部分については、道路の中心線から30メートルという幅でかけてございます。したがって、同じ敷地内に同じ用途のまたがる部分が出てきます。その部分については、主たる用途のほうの規定を設けるということで規定してございます。（「はい、わかりました」の声あり）

○議長（阿部六平君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論終結いたします。

議案第56号大槌町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正

する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(阿部六平君) 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第16 議案第57号 大槌都市計画事業震災復興土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例について

○議長(阿部六平君) 日程第16、議案第57号大槌都市計画事業震災復興土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興局長。

○復興局長(那須 智君) それでは、新旧対照表をお開きください。

別表第1の施行区域に含まれる地域の名称に、吉里吉里第24地割を追加するものです。

最後に、附則で、この土地区画整合法第55条第13項において準用する同条第9項の規定による事業計画の変更の公布の日から施行することを規定しております。

以上、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長(阿部六平君) 質疑に入ります。「なし」の声あり) 質疑を終結いたします。

討論に入ります。「なし」の声あり) 討論を終結いたします。

議案第57号大槌都市計画事業震災復興土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(阿部六平君) 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第17 議案第58号 財産の取得について

○議長(阿部六平君) 日程第17、議案第58号財産の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興局長。

○復興局長(那須 智君) 1. 契約の目的・町方地区(御社地)災害公営住宅の取得。  
2. 契約方法・随意契約。3. 契約金額・11億1,900万円。4. 契約の相手方・岩手県盛

岡市中央通一丁目7番25号 独立行政法人・都市再生機構岩手震災復興支援本部本部長・森本 剛です。

次のページをお開きください。

土地の所在地は大槌町末広町2番8号ほか。地目・宅地。地積約1,480平米、平方メートル。物件の種類は災害公営住宅鉄筋コンクリート造構造5階建て1棟23戸、建築面積は約539平方メートル、延べ床面は約1,942平方メートルになります。

附帯施設として、ごみ置き場1カ所、受水槽1カ所、ガスボンベ庫1カ所、平面駐車場1カ所、広場1カ所となっております。店舗用区画4区画、共同トイレ（店舗用）1カ所、男子用・女子用・多目的の3区画になります。

参考資料をお開きください。

今後の業務の流れですが、今回の財産取得について議会承認をいただきました後は速やかに契約の相手方である独立行政法人都市再生機構と契約を締結いたします。

7月から11月を目途に独立行政法人都市再生機構は施工業者と実施設計、工事請負契約の締結を行う予定です。町では9月までに独立行政法人都市再生機構に宅盤を引き渡したいと考えています。順調に進めば平成28年1月から建築工事を開始、9月に入居募集、12月の定例会に財産取得の議案を提出し、議会承認を得られました後は速やかに契約したいと考えております。平成29年1月末の完成、そして3月からの入居開始ということになります。

位置図、建物配置図、住棟構成図、建物平面図と建物立面図を添付しております。

以上、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

- 議長（阿部六平君） 質疑に入ります。阿部俊作君。
- 5番（阿部俊作君） この図面を見せられて、ちょっと色が変わった部分内におさまるという建物でよろしいですね。駐車場含めて。
- 議長（阿部六平君） 復興推進課長。
- 復興推進課長（中野智洋君） このメッシュをかけている用地の中で駐車場まで含めて用地が足りているのかというご質問かと思えますけども、議員のお見込みのとおりだということになります。
- 議長（阿部六平君） 東梅 守君。
- 3番（東梅 守君） この建物に関しては、きのうも一般質問の中で若干触れさせていただきました。工事金額が大変高額になっている点を大変私は心配をしております。そ

れで、この積算の根拠と積算は誰がされたのか。

それからですね、そのRC構造が、きのうの話であれば単価が高くなった理由に鉄筋など資材が高騰していて手に入りにくい状況にあるからという答弁がありました。それで、実はその内容に関して、実は隣の釜石市ではRC構造を諦めて別の工法での災害公営住宅の建設をしていると。要はRC構造であるとなかなか工期、それから資材が手に入れにくいという状況から、そういう構造に変更したと、別の構造に変更したという事例もあります。その辺で、何ゆえ高くつくRC工法でこれを建設しなければいけないのか、その点を質問をさしてください。以上です。

○議長（阿部六平君） 復興推進課長。

○復興推進課長（中野智洋君） RCのですね、災害公営住宅をなぜ選択しているのかというお話になるんですけども、今回RC構造物の、RCの集合タイプのですね、災害公営住宅は避難場所としての指定もしてございますので、その両肩のところですね、一時避難場所ということもありますので、重量物じゃないですけども、重載荷重ですね、そちらのほうとかも考慮しましてRCづくりを採用させていただいております。

また、積算等についてはどちらが行っているのかというご質問ですけども、積算につきましては、UR都市機構のほうで積算をしております。

○議長（阿部六平君） 東梅 守君。

○3番（東梅 守君） URが積算しているということで、じゃそのままこれをもってきて当局のほうでは積算を検証しなかったのかどうかが大変、どうなんだっていうふうに思います。

それから、これ一番上の上層階に避難ビルとしての備蓄という部分もありました。あとは心配してるのがですね、この1階に店舗とありますが、これは見込みがあつての店舗を1階に設置しているのか。

それからもうちょっと、例えば避難ビルとするのであれば実際にはRCでなくても、今回の震災でも鉄骨構造のところでも残っていた建物があるわけですよ。ましてや巨大防潮堤ができて浸水する高さが2メートルであれば、何もRCでなくてもいいんじゃないかというふうに私は大変疑問に思うわけです。その辺含めて答弁願います。

○議長（阿部六平君） 復興推進課長。

○復興推進課長（中野智洋君） まず店舗のほうについてですけども、これからですね、募集をかける予定となっております。ただし、その1階の店舗につきましては、一応入

居の希望がある方がいらっしゃるというふうには伺っております。

また、RCを選定した経緯のところにつきましてですが、Sづくり、鉄骨づくりですね、そちらのほうも十分視野には入ってはあったんですけども、1階が店舗の部分があるということもありまして、軒をですね、広く間口をとる形になるものですから、1階がすかすかにどうしてもなってしまうんですね。その1階のすかすかを上の重量物で押さえるためには、どうしても鉄骨づくりよりはRCのほうが有利であるという判断をさせていただいております。

○議長（阿部六平君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） URに委託している部分の精査の部分でございますけども、基本的にはうちのほうもURの部分は見ていますけども、基本的にはこれ事務委任でございます。したがって、URさんのほうに全部事務を委任してございます。したがって、URさんが発注する段階でその競争の原則に基づいてそれなりの価格になるというふうに考えてございます。いわゆる事務委任ですので、全てを全部URさんのほうにはお願いしているといったような状況でございます。

あと、RC鉄骨づくりの部分ですけども、いろいろありますけども、Sづくりが別に安いとかがあるかどうかもありますけども、もう一つ工場とかの関係ですね、工期の関係とかもございまして。その点はRCのほうが、ある程度工期の見通しが立ちやすいというところもございまして。

○議長（阿部六平君） 東梅 守君。

○3番（東梅 守君） 最後にまたお金の話になりますけど、やっぱりこの坪数の割には単価が高い、これは何とかならないのかときのう一般質問の中でもやりました。答弁の中には個人の資産の形成には税金を使えないんだよという国のほうの話があったと。でも、実際には住宅再建するときに補助金として税金が渡されているわけですよ。実際にね。ということは、全体でこれまで住宅再建されたまたは購入、中古住宅を購入された方の補助金総額が確か何億でしたっけ、10何億の補助金が出ているわけですよ。ということは、これも税金ですよ。ということは、個人の資産の形成に使われているんだから、何かいま国会のほうでやっている憲法第9条の法に触れる触れないの話をしているのと似ているなあというふうに私は感じました。

であれば、その4,000万、この1世帯、この建物に関しては1世帯当たり4,000万かかるのであれば、何か3,000万で、きのうの答弁では2,300万でしたか、災害公営住宅のあ

の木造建築が2,300万で建つのであれば、差し引きしても一千何百万の予算が浮くという計算になるわけですね。その辺も含めて、もうちょっと考えられないものかなというふうに私は感じております。本当にこの金額が適正なのかどうか、大変疑問に思っているところです。以上です。

○議長（阿部六平君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） ちょっと今の支援金等についてご説明させていただきたいと思えます。

いわゆる生活支援金という家を建てまして200万円の支援金が出ます。これは阪神淡路のころはなくて、今このときになっていろいろそういった弁護士の方々が動いたりして200万ということが生活支援金としては出されています。それ以外に防集であるとか、がけ地近接事業についての補助が出ています。

ただ、これについてはですね、基本的には建物本体の補助ではなくて、あくまでも金利相当分というところがぎりぎり苦しい逃げというか、そういうところがございます。

あとは土地についてもですね、まあ私も全く東梅議員と同じで、もう土地もあげてしまいたいくらいですけども、これについても借地でなきゃだめだということも言われてございます。その中では、またもう一つ、町とすれば国からの基金を使った形で、さらに町独自支援ということで出してございます。その中で残りはですね、こういった形で公営住宅を建てますけども、できたらそれを戸建てですけども、それなりの、そのときの市場価格で下取り、下取りっていいですか、出しますので、そういった形で買っていただければというふうに考えてございます。（「ちょっと訂正……」の声あり）

○議長（阿部六平君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 支援金ですけども、基礎部分を入れますと300万になります。

○議長（阿部六平君） 小松則明君。

○7番（小松則明君） 私は別の意味からお尋ねします。

11億1,900万というものに対して、これURさんが受けて、URさんが発注するということは、URさんが発注業務を委託されているということは、この中に対してURさんの事務経費も入ってんだよという考えと、それからきのうの話からいろいろ話で5階建て、それから盛岡の何十階建てとかそういう話、私のほうにも建築の型枠屋がおりまして、弟がおりまして、何階建てまでなら安くなんだと。階数が多くなればなるほど単価って下がるぞと。ちょうど5階建てって中途半端らしいです。そういうやっぱり転用、



型枠の転用、人夫の所在のやつっていうこと、その中でやっぱりこの東北地区に対してのもの、それから今の東京のオリンピックの絡み、そういう部分に対して異常の高騰している。どっちも。そういう状況の中で大工さんからいろんなものに対して引っぱりあいを、今やっている最中だという話を聞きました。東梅議員がしゃべっている、それに対して、じゃ俺も調べてみるっていう話で調べたんだが、そういう状況もあったということもやっぱり足して、局長もそこまで調べればよかったと思っておりますが、この11億1,900万の中の事務経費っていいいますけども、これ何%URでは取っているんですか。

○議長（阿部六平君） 復興推進課長。

○復興推進課長（中野智洋君） 済みません。今手元にちょっと資料がございませんので、後で答弁させていただきたいと思います。

○議長（阿部六平君） 小松則明君。

○7番（小松則明君） これについては、まず事務っていうことに対して入っているというのはわかっている、そのパーセンテージは後で知らせてもいいんですけども、まずものの自体のつくるものに対してURに余り頼み過ぎじゃねえのかなと。

ただね、そのまま、例えば大手さんがそのまま請け負っても物ってできると思います。そのぐらいゼネコンさんともいろいろあると思います。URだけが業者じゃないよと。設計施工というものにやれば日本のゼネコンさんとは数兆円という、年間数兆円という仕事をしています。それを考えればURさんだけじゃないということ一度言って、まずあとはよろしく願いいたします。

○議長（阿部六平君） よろしいですか、答弁。（「要望」の声あり）要望、よろしいですか。（「はい、いいです」の声あり）

じゃ、後藤高明君。

○10番（後藤高明君） こんなね、大事を、11億なんていうのは、それで何%でわがんないの。しかもこれ提案していて、いつ提案しました、これ、ちょっと暫時休憩してさ、持ってきてみんなさ教えてさ。（「わがんねっつごどはねえべ」の声あり）わがんねっつごどはねえべ。

○議長（阿部六平君） 暫時休憩します。

1時10分まで休憩いたします。

休 憩

午後2時50分

○

再 開

午後2時51分

○議長（阿部六平君） 再開いたします。

復興推進課長。

○復興推進課長（中野智洋君） 大変失礼いたしました。

建設工事費のUR事務経費ですけども、5%となっております。

○議長（阿部六平君） よろしいですか。（「はい」の声あり）進行します。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論終結いたします。

議案第58号財産の取得について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第18 議案第59号 財産の取得について

○議長（阿部六平君） 日程第18、議案第59号財産の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興局長。

○復興局長（那須 智君） 1. 契約の目的・寺野地区（2工区）災害公営住宅等の取得。  
2. 契約方法・随意契約。3. 契約金額・3億3,700万円。4. 契約の相手方・岩手県盛岡市中央通一丁目7番25号 独立行政法人・都市再生機構岩手震災復興支援本部本部長・森本 剛です。

次のページをお開きください。

土地の所在地は岩手県上閉伊郡大槌町小槌第22地割。地目・宅地。地積約1,834平方メートル。物件の種類は災害公営住宅木造構造2階建て11棟11戸、建築面積は約596平方メートル、延べ床面は878平方メートルになります。

参考資料をお開きください。

今後の業務の流れですが、今回の財産取得について議会承認をいただきました後は速やかに契約の相手方である独立行政法人都市再生機構と契約を締結いたします。

今月から10月を目途に独立行政法人都市再生機構は施工業者と実施設計、工事請負契約の締結を行う予定です。順調に進めば10月から建築工事を開始、来年2月に入居募集、

6月の定例会に財産の取得の議案を提出し、議会承認を得られました後は速やかに契約したいと考えております。7月の完成、そして8月からの入居開始ということになります。

全体計画図と付近見取り図を添付しております。

以上、ご審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。東梅 守君。

○3番（東梅 守君） これも先ほどの質問と同じで、これの坪単価と1世帯当たりの金額、1世帯当たりはおおよそ3,000万かなというふうに、この金額から見れば11戸ですの  
でわかるんですが、坪単価は幾らになるかちょっとお願いいたします。

○議長（阿部六平君） 復興推進課長。

○復興推進課長（中野智洋君） 寺野地区第2工区の災害公営住宅戸建てタイプの1戸当たりの建築経費ですけども、1戸当たり大体3,000万円ほどとなっております。坪単価のほうですけども、ちょっと済みません、坪当たり大体50万ぐらいですね。（「50万で建  
つがい」の声あり）あれっ、ちょっと待ってください。（「50万だったら大賛成だ」の  
声あり）失礼しました。125万円ほどになるろうかと思ひます。

○議長（阿部六平君） 東梅 守君。

○3番（東梅 守君） この坪単価の高さでいくと、民間の建設コストから見ると大変高  
価な金額になっているということになるわけです。これ、災害公営住宅で同じものが建  
って行くわけですよ。そんな中で民間のところはそれぞれ建主さんの依頼を受けて設  
計をして1棟1棟違う、でもそれでもこういう単価には現状では今なっていないわけ  
です。それが何でここに、これ、もしかしてRC構造の1棟建てなんでしょうか、その  
辺お聞かせ願ひます。

○議長（阿部六平君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） ちょっと今計算しましたけども、ちょっと建築工事ですけど  
も、これ普通の建築工事にリスク安全費とか今の事業調整費、工事監理、建設利息とか  
いろいろ入っています。その中でいえば1戸当たりの建築事業費は2,290万円ほどです。  
2,300万円ほど、1戸当たり、これを今ちょっと平米で割り返しますので、1軒当たりの  
大体平米が80平米ですので、そうしますと大体95万円ぐらい、坪95万円ぐらいになり  
ます。

○議長（阿部六平君） 東梅 守君。

○3番（東梅 守君） 何度も質問できないのでこれで終わりたいと思ひますけど、ただ

公営住宅がこの単価で進むと民間のところもどんどん上がってってしまうというのが現状ではないのかなというふうに思います。けさもこの面積より広い釜石市の物件がチラシに入っていました。2,200万円台から3,000万円台近くまでですけど、住む面積とすれば公営住宅よりも広いわけですね。どっちがいんだっていう話になってくるわけですよ。やっぱりこの辺を、やっぱりURさんともうちょっと細かく話をしてですね、この建築費を抑えるようにしていかないと、これ最終的に買い取り希望者の方に住んでいただくわけですよ。その買い取るときの金額が、最初が高ければ高いわけですよ。そうずっとやっぱりその後のローン返済という部分では大変な苦勞をされるんだろうなというふうに私は思うわけですよ。いかにこの元のコストが抑えられるかが私たちの仕事ではないかと思えます。ぜひその辺をお願いして終わります。

○議長（阿部六平君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 先ほども1棟当たり2,290万、2,300万には労務者確保の予算等も含んでございます。今言った宿泊費等ですね。下取りした際はそういった部分を全部取ってですね、あくまでも建築費としてのそのもので評価してみたいというふうに考えてございますので、そのときはできるだけ、言ってはあれですけども安いお値段でですね、買っていただきたいというふうに考えてございます。

○議長（阿部六平君） 金崎悟朗君。

○9番（金崎悟朗君） この書類見れば11億1,900万ってうーんとは思いますが、実際は土地含めての住宅なんでね、だから土地が今、例えば寺野地区でどのくらいの金額で売買してあったとか、その辺が理解できればさ、何もそこまで高いとかなんとかって言えなくなっと思うんだがね、これもう少し、例えばこういう書類にしてさ、例えば平米で全て書かってるわけだ。大体土地が、大体どのくらいの面積に何坪の家が建って、大体どのくらいの価格になりますよっていえば、私はそんなに高いとは思わないけども、当たり前だがなとは思いますがね。ただ、同じような家ばりいっぱい建ってっからさ、そうするとどうしてもコストの面で、そこはURさんのほうがもうけが出てくのかなとは思いますが。けども、もう少し説明する、この資料の配付の仕方も考えたほういんでねべがね。どうですか、復興局長さん。

○議長（阿部六平君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 済みません。この土地の値段は今回入っていないので、町有地なのでですね、あくまでも建物だけなんです。建物だけです。ですので、ただこの費用

がそのものズバリの買い取り価格ではないということだけは認識していただいて……

（「そうそうそうそう」の声あり）最終的にはもうちょっと下がりますと。これはあくまでも今言ったような労務者確保の余裕分とかURさんに出す上で上限額として、この額でURさんと契約させていただきたいということでの議会承認でございますので、そこはご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（阿部六平君） 質疑を終結いたします。（発言者あり）小松則明君、終結したんですけれども……（「いやいや終結する前に手を上げてんの、議長が下を見つったの」の声あり）はい、わかりました。

○7番（小松則明君） このURさんの絡みでいろんな話も出ていますけども、最近大植町でもこの災害公営住宅に対しても町の方々、いうなれば町の登録の方々もいらっしゃるといって今回何件か出したということで、またそのほかに個人的にやっている大工の方々もいらっしゃるといって、こういう大きなものっていうものをこれから全部全部URさんに出すのかっていうことに対してちょっと疑問もあるわけです。だからそういう個人の方々が団体をつくったりした場合、それに管理者、言うなれば設計者ですよ。設計監理というものをあるならば、その人たちのグループもつくって、いろんな形で地元の方、ただ、できる範囲というものが限られると思いますけども、今後の考え方としてそういうことも入れてほしいと思いますが、当局側ではどんな形でしょうか。

○議長（阿部六平君） 復興推進課長。

○復興推進課長（中野智洋君） 町のほうでもURさんとの買い取り制度のほかにですね、町の事業者さんたちに集まってもらって、あと設計屋さんにも集まってもらって買い取り制度のほうを、実際にもう昨年度から実施しております。今のところ、まだ17戸ほどしか整備戸数は、まだ契約は至ってないんですが、その制度を範囲を広げたりとか幅を広げたりとかあってですね、これからも事業の展開を図っていきたいというふうに考えておりましたので、ご了承いただければというふうに思っております。

○議長（阿部六平君） 小松則明君。

○7番（小松則明君） 本当にいいお言葉を聞きました。それで課長ね、やっぱり大工さんはいろんなものを設計、設計屋さん頼んでちゃんとしたものをつくってるんですよ。ちゃんと建築主事が検査に来て、だから個人の大工さんでも悪いっていうわけじゃないと私は思っております。そういう部分に対して監理、監理をする、何棟かかっていうことになれば監理者というものを置いてからやったほうがいいということでやってるん

ですけども、そういう場合、個人の人、個人、言うなれば今言ってる格付けを持ってる方以外の個人でやってる方々も集めて、そこの中に管理者があれば、そういう方々も入札でもそういうのに入れるような状況にすればお金が大槌町に回ると。金をほかに出すんじゃない、銭んこは大槌に回すべしよという話をしたいと思ってるんですけども、その部分まで広げるというお言葉で聞いてよろしいでしょうか。

○議長（阿部六平君） 復興推進課長。

○復興推進課長（中野智洋君） 現在行ってる買い取り制度のほうはですね、とりあえず大槌町のほうに参加指名資格を受けてる業者さんたちを中心に行っております。

ただし、設計屋さんのほうにつきましては、町内にそれほど数がないということもありましたので公共施設の監理、そちらのほうを行った実績がある方であればどなたでもよろしいというふうに枠を広げております。

また、試行的に今はそのような形で買い取り制度のほうを契約させていただいておりますけども、今後におきましては、ひとり親方って言われてる大工さんのお話だと思うんですが、そちらのほうまで範囲を広げられるかどうかというところをですね、今やってる災害公営住宅の町内向けの買い取り制度のほうの動向を見ながら十分に練ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（阿部六平君） 東梅康悦君。

○6番（東梅康悦君） 話がそっちのほうにいったんで、ちょこっと私もお聞きしたいんですけど、先ほどの復興局長さんは2,300万、坪当たり95万というお話でした。先ほどの課長さんの話で、町内業者さんにこの間買い取り制度でお願いしたので坪70万ぐらいの説明だったんですね。ですので、そこに25万のまず差が出てくるわけですよ。それが本当に25万の差が、じゃ職人さんたちの、関係者の宿泊費で上昇して、誰もそう思わないわけですねよ。だからやはりこのURさんともですね、地元の業者さんは地元から通える職人さんを雇ってるから70万前後でできるんだけど、おめさんだち余り、95万って高くないのがと。少しそこら辺もですね、余りにも、これ5万10万ぐらいだったら、それは宿泊費としてもね、これは納得できるけど、25万、宿泊費だって誰も考えられないんですよ。ですので、そこら辺はURさんとやっぱりですね、地元の業者との兼ね合いもあるでしょう、そこら辺協議してくださいよ。そうでなければ、これはなければいけない建物だから、これは建ててもらわなけりゃいけないんで賛成はしますよ。ただ、そこら辺の交渉の余地はたくさんある。そこら辺、どうですか。

○議長（阿部六平君） 町長。

○町長（碓川 豊君） 単価が高いというところについては、私もそのように感じております。ただ、URに一応諸経費等も、いわゆる人件費だとか宿泊費だとか町で設計施工するとなるとそれなりの人件費等もあるわけですが、それを一括で投げている関係もあるわけですが、ただ、坪単価がそういうふうに市場単価と、若干高めだということについては、私どもも担当レベルでさらにこれをチェックしあうというような形をつくっていきたいと思います。

さらに、この独立行政法人、いわば国の機関みたいなところでございますので、いわば何ていうか、利益を上げるところでもないわけでありますので、さらにその辺については、しっかり協議するようにさせていただきます。

そしてまた地元業者、地元資材、調達というような、これは基本原則でやっていかなきゃならないと思います。急ぐところは急ぎながら、そして資材、町内調達するという視点からも考えていかなければならない事案だというふうに思っておりますので、いずれURとはよく協議しながら対応させていただきます。（「はい、お願いします」の声あり）

○議長（阿部六平君） 後藤高明君。

○10番（後藤高明君） 今の町長のね、「国のような機関」っておっしゃいましたけどもね、どういう機関だかわがないますか。国交省の天下り、ねえ、今だから震災でこうやって来ていますけども、東京なんかの周辺の住宅公団だとかマンションだとか大変な経営やっているでしょう、マンションなんかの。ちょっと国の機関っていうのはおかしいと思いますけども、はい、以上。（「進行」の声あり）

○議長（阿部六平君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論終結いたします。

議案第59号財産の取得についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第19 議案第60号 町道の認定について

○議長（阿部六平君） 日程第19、議案第60号町道の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興局長。

○復興局長（那須 智君） 今回ご審議いただく路線は防災集団移転促進事業の宅地造成による1路線、災害公営住宅を整備する宅地造成による2路線について町道認定の議決を求めるものでございます。

別紙をお開きください。

新たに認定をお願いする5路線についてご説明申し上げます。

路線番号1157号・路線名花輪田13号線は、起点が大槌町小槌第26地割字花輪田126番6、終点は大槌町小槌第26地割字花輪田126番8です。

路線番号2105号・路線名安渡町営住宅1号線は、起点が大槌町安渡二丁目149番先道、終点は大槌町安渡二丁目140番です。

路線番号3070号・路線名波板町営住宅1号線は、起点が大槌町吉里吉里第11地割字白石45番6、終点は大槌町吉里吉里第11地割字白石44番1です。

参考資料に路線図を添付してございます。

以上、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。東梅 守君。

○3番（東梅 守君） この新しい町道認定に関しては特に反対意見はありませんけど、1点だけ、花輪田地区の1157番の隣にある1145、これを真っすぐに河川のところに通っている部分、1117の上の部分ですね、この部分にずっとつなげることはできないのかという点、1点と、それから関連して先ほどの寺野地区の、以前にこの住宅の下水の不良工事が行われた経緯があります。この不良工事について、実は道路が直すところだけアスファルトが取られて工事がされている。もしかして全面を取らずに補修したところだけを、また舗装しなおして、それで済ませるのかどうか、その辺もちょっと教えていただきたいと。

○議長（阿部六平君） 環境整備課長。

○環境整備課長（藤原 淳君） まず、1点目の花輪田のほうの町道のほうの整備の関係ですけれども、ここについては国道、下のほう、並行して通るような形になるかと思うんですが、現在別件である定住促進住宅の裏のほうの排水路の整備工事のほうと関係して、そちらのほうのルート等も今検討している最中でございます。そちらのほうもルート次第では国道沿いのほうを通す形のほうも検討されますけれども、民地の買収等々も



ありますので、その辺はそちらのほうの改修工事のほうとあわせながら検討したいと考えております。

それともう1点、寺野地区のほうの汚水管の不良工事のほうの工事のやり直しですけれども、舗装のほうについて全面舗装やり直しということになります。

○議長（阿部六平君） 東梅 守君。

○3番（東梅 守君） わかりました。今の答弁を聞いて安心をいたしました。ただ、この花輪田のところについてはですね、実は震災当時もそうでしたし、震災後もなんですけど、ここの下に大変住宅、アパート等ができて、いろんな車両が入るようになって、実はここが行きどまりになっている状況を知らずに入ってくる車両が結構あったりとかしている状況があって大変不便をしているという現状があります。ぜひその両側に抜けられるような通っている道路であれば大変便利になるという住民からの声もありましたので、ぜひその下水の整備とともに、あわせて検討いただければと思います。以上です。

○議長（阿部六平君） 要望ですね。（「要望です」の声あり）はい。進行します。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論終結いたします。

議案第60号町道の認定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

あす11日は、午前10時より再開いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

大変ご苦労さんでした。

散 会 午後3時15分